

令和 7 年第 2 回定例会

長 柄 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 11 日 開 会

令和 7 年 6 月 12 日 閉 会

長 柄 町 議 会

令和 7 年長柄町議会第 2 回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月11日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6

宮 坂 陽一郎 君	6
-----------	---

1. 庁舎の空調設備等の一部が故障とのことで今期 5 億円を超える予算を組んで全空調設備を入れ替えようとしているが、故障箇所のみを修理交換等で対応した場合の予算額を伺いたい。
2. 道路愛護一斉作業と町の関係に関して伺いたい。
3. 防災対策の進捗状況について伺いたい。
4. 高齢者の移動手段に対する対策の進捗状況に関して伺いたい。
5. 米のブランド化を進める理由とその進捗状況について伺いたい。

鶴 岡 喜 豊 君	24
-----------	----

1. 小中学校の現状について
2. 非農地の判断の徹底について
3. 林道刑部針ヶ谷・篠網線の維持管理について

本 吉 敏 子 君	43
-----------	----

1. 住民サービスの向上について

2. 被災者支援システム導入について	
3. マイナ保険証の普及と利用促進等について	
4. 使用済み紙おむつを新たなエネルギー源として再利用する取り組みを提案いたしますが見解を伺いたい。	
5. 公共交通の利便性の向上について	
佐久間 繁 英 君	61
1. 地方創生交付金の活用について	
2. 空き家対策について	
高 橋 智恵子 君	71
1. 交通安全・防犯対策について	
2. 生活環境の整備について	
○散会の宣告	85
第 2 号 (6月12日)	
○議事日程	87
○出席議員	87
○欠席議員	88
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	88
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	88
○開議の宣告	89
○諸般の報告	89
○報告第1号の上程、説明	89
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
○議案第2号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
○請願第2号、請願第3号の上程、説明、採決	109
○日程の追加	111

○発議案第 1 号、発議案第 2 号の上程、採決	111
○閉議及び閉会の宣告	112
○署名議員	115

令和7年長柄町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月8日

長柄町長 月 岡 清 孝

1 日 時 令和7年6月11日（水） 午前10時

2 場 所 長柄町議会 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	金 坂 光 章 君	2 番	宮 坂 陽一郎 君
3 番	佐久間 繁 英 君	4 番	神 崎 清 美 君
5 番	高 橋 智恵子 君	6 番	岡 部 弘 安 君
7 番	鶴 岡 喜 豊 君	8 番	池 沢 俊 雄 君
9 番	本 吉 敏 子 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	三 枝 新 一 君	12 番	柴 田 孝 君

不応招議員（なし）

令和7年長柄町議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和7年6月11日(水曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

出席議員 (12名)

1 番	金 坂 光 章 君	2 番	宮 坂 陽一郎 君
3 番	佐久間 繁 英 君	4 番	神 崎 清 美 君
5 番	高 橋 智恵子 君	6 番	岡 部 弘 安 君
7 番	鶴 岡 喜 豊 君	8 番	池 沢 俊 雄 君
9 番	本 吉 敏 子 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	三 枝 新 一 君	12 番	柴 田 孝 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	月 岡 清 孝 君	副 町 長	若 菜 一 繁 君
総 務 課 長	若 菜 聖 史 君	企画財政課長	小 泉 義 彦 君
税務住民課長	関 英 司 君	健康保険課長	佐 藤 幸 子 君
福祉課長兼 包括支援セン ター長兼福祉 センター長	佐 藤 幹 宏 君	建設環境課長	前 田 友 和 君
産業振興課長	山 田 比呂貴 君	会計管理者	小 川 久美子 君
こども園長	川 嶋 静 雄 君	教 育 長	酒 井 昌 史 君

学校教育課長
兼学校給食
センター所長

西 周 信 幸 君

生涯学習課長
兼公民館長

石 井 和 子 君

選挙管理
委員会書記長

若 菜 聖 史 君

農業委員会
農事務局長

山 田 比呂貴 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

関 利 治

議 会 書 記

笠 川 莉 花

議 会 書 記

加 藤 阜 輝

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和7年長柄町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

7番 鶴岡喜豊 議員

8番 池沢俊雄 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（柴田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月11日から12日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日6月11日から明日12日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員からの報告がありました令和6年度、令和7年2月、3月、4月分及び令和7年度、令和7年4月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（柴田 孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、あらかじめ通告した内容以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内としておりますので、時間内で終わるようにお願いいたします。本日、質問順位1番から5番までの全てを行います。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 宮 坂 陽一郎 君

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂陽一郎議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 時間の都合上、挨拶は省かせていただきます。

そうしましたら、今日の質問事項を読み上げさせていただきます。

まず1問目、庁舎の空調設備の一部が故障したということで、今期5億円を超える予算を組んで全空調設備を入れ替えようとしていますが、故障箇所のみを修理交換等に対応した場合の予算額を伺いたい。

2問目、道路愛護一斉作業と町の関係に関して伺いたい。

3問目、防災対策の進捗状況に関して伺いたい。

①要援護者に対する避難支援手順の現状に関して伺いたい。

②水害被害に対する予防対策の状況を伺いたい。

4問目、高齢者の移動手段に対する対策の進捗状況に関して伺いたい。

最後の5問目、米のブランド化を進める理由とその進捗状況について伺いたい。

以上の質問をさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 皆様、おはようございます。

それでは、1項目め、庁舎の空調設備等の修繕についてお答えします。

現在、役場内の空調設備に不具合が生じ、約半数の執務室でその機能が停止しています。

庁舎完成から既に二十数年が経過し、設備が老朽化している上、部品の供給も終了していることから、現在稼働している箇所を含め取替えを行うものであります。

また、庁舎内の照明設備の交換及び昇降機の交換についても、従来に比べ消費電力が少なく、電気代の削減や環境負荷の低減になることに加え、庁舎内の蛍光灯照明は令和9年9月に製造中止となり、昇降機についても令和8年12月で部品の供給が終わることから、省エネ設備の導入による脱炭素化の推進に関わる財源の有利な起債事業が本年最終年度となることもあり、この機会を捉え実施するものでございます。

なお、本件につきましては、令和7年第1回議会定例会において、脱炭素化事業債を活用し、照明のLED化及び昇降機の交換を併せて行うことにより約5億円を計上し、ご承認いただいたものです。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと質問に答えていただけていないんですが、これは多分、修理等を当初から想定しない形で見積りも取っていないというふうに理解しました。

そこで、この予算額のイメージが多分一般の方に分かりにくいので、通常の住宅に変えて、その規模感を表してみたいと思うんですが、この庁舎自身が、この建屋が22億円ほどの予算で造られています。これ一般住宅で考えた場合、例えば2,200万円の住宅を建てました。そこで、何年かたって空調の調子が悪くなったということで、この際だから全部入替えてしまおうということで、かける予算が500万円という規模感です。普通の一般の方だとなかなかずっと受け入れられるような金額じゃないと思うんですね。

町長に伺いたいのは、今回5億円を超える予算を組んで、この空調の入替え、それからその入替えをするために補助金を得るということを目的として、不要なエレベーターとか、照明の入替えも併せて行くと、こういったことで予算を組んでいるんですが、じゃこれ、町民に何かメリットがあるんでしょうか。

ちょっとメモってきたので読み上げますがけれども、まず、優先すべき項目というのがあると思うんですよ。一つは空調を5億円で入れ替えて、子育て支援の役に立つんですか。あるいは少子化対策、人口減少の対策、こういったものに寄与しますか。あるいは災害予防になるんでしょうか。また、農家の後継者問題とか、そういったものにつながるんでしょうか。今非常に町民が困っている移動手段の確保、こういったものにつながるのか。トータルでこの町の発展に何らか寄与するんでしょうか。これらが優先すべき課題だと私は考えているし、町長も日頃、こういったことを優先して対策を打つというふうにおっしゃっていると思うんですよ。

ところが、こういった課題解決の実際の施策が、結局その予算が足りないとか、そういったことを主な理由にして、全然進んでいないんですよ、施策が停滞しているんですね。こういったものを置き去りにして、庁舎の空調設備の入替え、これを優先させて、こういった大きな予算を使うということは、到底町民の理解を得るのは難しいんじゃないかというふうに考えるんですが、町長のお考えを伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃることは一方であろうかと思いますが、本来、役場庁舎は常時町民の皆様がご利用される場所でありまして、災害の拠点であったり、健康診断等に活用させて

いただいております。また一方で、来庁された方は一息つける場所ということでもあろうか
と思います。加えまして、今回、脱炭素化事業債の活用によりまして、本来であれば、全て
を一般財源で賄わなければならないところ、約36%の補助金のような形で実施できるという
ような財政的な優位性もあるため、この機会に実施するものでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今のお答え、ちょっと町長の考えを伺いたいんですが、まず、今お
話しされたように、何か補助金の一部出るから、例えると電気自動車に補助金がいっぱいつ
くから、あまり使わないんだけど、これ、今のうちに買っておこうとか、そういうレベ
ルの話なんですよ。先ほど私が質問したのは、それが優先されるべきものなのか、ほかのも
っと重要な施策があるわけですよね、常日頃町長がおっしゃっているような、そういったも
のにやはり予算をつけて実行すべきことであって、誰も町民は困っていないと思いますよ。
例えば去年の夏だって、別に町民からそんな不満の訴えとか、何も聞いたことがないですよ。
一部の部屋がちょっと効きが悪くなったというふうに私は伺っていますけれども、それであ
れば、その効きの悪い部屋だけ通常のエアコンを設置すればいいだけの話なんですよ。だか
ら、それでしのげるわけですね。それが、町民が困るなんてことはあり得ないわけです。

繰り返しますが、優先すべき課題がほかにあるわけですよ。町長がそもそも選挙公
約で、いろいろ述べられたことというのはまだ達成されてないわけですね。ですから、本来
だったら、そういったところに予算をきっちりつけて、町長の任期も1年ちょっとですから、
こういった公約を実現するためにやはり決断されて、それに対しての解決できるような施策
を打っていくと、これが非常に求められていると思うんですが、その辺、町長のお考えはい
かがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） お答えいたします。

私も就任し、私の公約、そちらのほうを毎年3月の皆さんの予算のほうで上げさせていた
だいて、ご審議していただいて、承認いただいております。それで着実に進めていって、今
まいつている状態でございます。

この空調なんですけれども、私が町長に就任したときから、もうこちらのほうは、空調を
交換しなきゃいけないという案件が上がっておりました。それで、こちら、そのときちょう

ど、防災行政無線の行政卓の交換もある、こちらの空調もある、さあ、どれを順番に交換をやっていかなくちゃいけないか。そういうことで、まず、防災行政無線の卓のほうを交換させていただきました。これというのは、なかなかちょっと水面の上に、なかなか町民の方には見えてこない、そういうものだとは私は思っています。そんな中でも修繕をしていかなくちゃいけないものというのがまずあるわけです。

それで、この空調というのが、どこの行政に聞いてもみんな、先ほど議員がおっしゃいました、2,200万円の建物を建てたら500万円近くかかる、そういうような話をしたんですけれども、みんなやっぱりそういう思いです、どこの自治体も。聞きましたけれども、それではかの自治体は、この脱炭素化事業債を使わないで交換したとか、そういう話を伺いました。

今回、こちらの脱炭素化事業債、これを何とか承認してもらうために、私も去年国のほうにお願い、また県のほうにもお願いへ行きました。

それで、よく議員の皆様と言うんですけれども、経費は少なくて最大の効果を生み出す、それというのが私どもの役目だと思っています。極力、こちらの財源のほうを出さないで、いかにこちらのほうを、空調のほうを設備していくか、それを考えて今回こちらのほうを出させていただいております。

また、今、地球の温暖化ということで、空調の規則というのが何年か前から変わって、また今年、この6月、ちょっとこの後また総務課長のほうからあるかもしれないんですけれども、こちらのほうの安全規則というのが変わりました。

また、ここで働いている人たちに、いかに体調を崩さず仕事をしてもらえるか、来庁してもらった方々に、ここへ来てもらって、すごく心地よいとは言いませんが、こちらで普通に手続に来てもらって、そういう対応ができる、そのような環境づくりというのをこれからやっていかなくちゃいけないということが決まっておりますので、こちらにのっとなってこちらの事業を進めていきたいと思っています。そういうことでご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） いろいろ町長がお話しされましたけれども、結局はやはり庁舎の空調がほかの施策よりも優先するというお考えというふうに受け取りまして、非常に残念なお答えですけれども、先ほどもお話ししたように、町民は、特に来庁時に困ったということは今までもないし、先ほどのお話があったように、一部の執務室のエアコンが効きが悪いんで

あれば、そこだけ対処すればいい話であって、そういったものの見積りすら取っていなかったということで、非常にそれは残念だし、最初にお話ししたように、なかなか町民の理解は得られないんじゃないかというふうに私のほうは考えます。

ちょっと時間がかかっていますので、次の質問に対しての回答をお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 2項目め、道路愛護一斉作業と町の関係についてお答えします。

道路愛護一斉作業につきましては、道路愛護の精神にのっとり、自分たちの利用する道路は自分たちで維持・補修するという共助の精神から、自治会単位で組織されている道路愛護会が主体となり実施していただいているものと認識しております。

また、この際に町内を巡回しておりますが、議会にもご参加いただいておりますことを、この場をお借りして心より御礼を申し上げる次第でございます。

町といたしましては、常温合材、碎石などの資材の支給、重機借り上げ料等の助成。さらには、作業する皆様の傷害保険及び賠償保険に加入し、支援をさせていただいております。

今後も道路愛護一斉作業を継続し、道路環境の保全に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

今のお話ですと、特に町が主導しているわけではなくて、あくまでも自治会が自主的にやられていると、そういった事業だというふうな説明をいただいたと思いますが、ちょっと懸念するのは、ホームページ上に、道路愛護一斉作業は2月と8月の第1日曜日を基本に云々と、そういった文書が掲載されているんですね。それ以外にも、道路愛護奨励規程というのが、これは昭和38年に制定されたもので、何回か改定されていますけれども、こういったものもホームページ上にPDFで掲載されていると。これを見ると、先ほどの回答のように自主的に自治会が行っているというよりは、やはり町が主導しているというふうに誤解される、町民の方に間違っって受け取られるような、そういった記述がホームページ上でされているということで、これはぜひ、今の町長のお答えに沿うのであれば、これ削除していただきたいというふうに要求しますが、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えさせていただきます。

ご指摘ありがとうございます。まず、ホームページの、2月と8月の第1日曜日を基本にということですが、ちょっと長くなっちゃうかもしれませんが、申し訳ございません。道路愛護会につきましては、昭和58年発行の「続長柄町史」に、大正2年頃、鵜西で道路保護会というものが結成されたということが記されてございます。その後、昭和10年に県のほうから、当時の各町村に道路愛護会を結成するような通知が出されております。これにより、昭和10年、11年のこの2年間で郡内の全てにおいて道路愛護会が結成されたということも記載されてございます。さらにその17年後の昭和38年、先ほど議員がおっしゃられたように、昭和38年に道路愛護奨励規程が制定されてございます。

以上のことから、道路愛護については当時の町といいますか、村が主導でなく、地域から始まったものということが分かるという資料になっていると思います。

ホームページのほうに戻らせていただきますけれども、令和3年度に実施させていただきましたアンケート調査、こちらにより、これまでと同じ2月と8月に実施する道路愛護会の回答が一番多かったことから、そのような表現をさせていただいておりましたけれども、今後につきましては、削除というわけではなくて、改正をして、改めて訂正させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

ぜひ、改善していただきたいんですが、そのときに、例えば特に夏なんですけれども、8月というのは、あわせて、町のほうから不要な外出を控えたほうがいいとか、熱中症対策のために、そういった放送が頻繁にされるような時期なんです。だから、昔と違ってかなりそういった熱中症の問題というのが深刻になってきていますので、むしろそういった暑い時期、例えば夏の時期は避けて、気候のよい、例えば秋とか、あと冬も寒い中、高齢の方が増えているので、そういった2月ではなくて春頃とか、そういったことを推奨するのが、町としてはいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えします。

先ほどと同様に、令和3年に行いましたアンケート結果によりますと、夏の一番暑い時期

と、冬の一番寒い時期に実施するのは体力的に負担が大きいというご意見も確かにある一方で、農繁期前の実施が自治会の行事とも関連しているので望ましいという意見のほうが多数を占めたということもありまして、2月と8月に実施していただいている道路愛護会が多数を占めているということが現状なんです、にしても、近年の異常気象による猛暑等もございいますので、実施の有無や作業時期につきましては、各道路愛護会で決定可能である旨の周知につきましても、併せてホームページで行わせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

この道路愛護に関して、同じような作業を通年でしていただくために美化作業員というのを募集して、町主導で、通年でそういった草刈りとか、ごみ拾いとか、その他美化に必要なことをやっていただく方を募集して、それで対応していくというふうに伺っていますけれども、これがいまだに何か決まっていらないんです。その理由は、一つはやはりその待遇面にあると思うんですよ。結局、月20時間程度でしたか、募集要項を見ますと、それで最低賃金なんです。外で作業するのにそんな中途半端な金額では、あるいは条件では、なかなか応募者が出てこないと思うんですよ。

ですから、道路が非常に荒れているとか、こういったことは以前からも私のほうで指摘させていただいているんですが、やっと町のほうでこれを通年でやっていただけるというふうに期待していたんですが、結局名前だけ、この美化作業員云々というのをつけただけ、いまだにそれが全然実施されていない。つまり人が全く採れていないという状況なので、ここは、もう少しその条件を変えて、人がたくさん応募していただけるような形にして、早くこういった必要な作業をやっていただく環境を整えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご意見大変ありがとうございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

ぜひ、決めたことですから、これが早めに実行に移されるように頑張っていただきたいと思います。

思います。

次の質問に対しての回答をお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の要援護者に対する災害時避難支援計画の策定状況についてお答えします。

現在のところ、避難行動要支援者支援検討協議会において、長柄町災害時避難行動要支援者支援プラン（全体計画）の案及び長柄町避難行動要支援者支援事業個別避難計画の案について協議を進めており、それぞれの計画案について、令和7年6月24日に予定する協議会で最終案を策定し、町に示せるよう準備していると聞いております。

町といたしましては、令和7年3月の議会定例会において説明させていただいたとおり、策定された計画に基づくモデルケースとなる地区を選定し、手法等を共有しながら、同計画について町全体に拡充していきたいと考えております。

次に、2点目の水害被害に対する予防対策でございますが、町が管理する普通河川はいずれも県管理河川に接続し、一宮川水系に関しては河川管理者の千葉県が令和11年度末までに、令和元年10月豪雨と同規模の浸水被害に対応する事業を実施しております。

しかしながら、昨今の異常気象では線状降水帯の発生など、局地的な雨も多くなっていることから、人的被害を防ぐため、町から千葉県への要望により、豪雨で浸水した県道沿いに豪雨時冠水注意看板が設置されたところです。

なお、広報、町ホームページ、防災メールで、増水した水路に近づかない、冠水した道路に入らないなどの命を守るための啓発も併せて行ってまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） まず、この検討会を設置して、要援護者に対して云々というお話ありましたけれども、これ、とにかく遅いんですね。いまだに何も決まっていない。もうそろそろ、また水害が起こる時期が迫ってきているんですけれども、全く手順すら何も決まっていない。これはかなり後退しているんですね。これまでは一応民生委員を中心に、こういった要援護者を避難所に避難させるための支援を行うというふうに広報等で記載されていたんですけれども、今のお話ですと、結局まだ何も決まっていない、これから決まった後に一部の地域でまずやってみましょうというような形で、これではとても対策、間に合わないんで

すよ。

もうリストアップされている方だけにでも、今から具体的に避難の訓練とか、こういったものを実施していかないと、いざ、そういう状況になったときに、結局、何か取決めだけではできたけれども、誰も動けなかったということになってしまうようなおそれもあるので、もっとスピードアップして決めていただかないと、また今年も間に合わない、何もできていないということになりかねないんで、その辺をぜひ、検討会任せにしないで、あるいは検討会に委ねるのであれば、のんびりした日程ではなくて、きちっと期限を区切って、それまでに結論を出していただくと、そういうふうな指導をしていただかないと、検討会が逆に足を引っ張る形になっている、そういうふうにも見えてしまうので、その辺はぜひ改善していただいて、町民の安全を第一にぜひ考えて、早めのこういった対策を行っていただきたいと思います。ですが、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 答えいたします。

要支援者の個別計画が進展しないことにご心配をおかけしております。先ほど町長の答弁にもございましたけれども、次回6月24日に開催予定の第3回協議会において、第2回協議会の意見等を踏まえて最終的な計画を提示しまして、その計画が認証されるよう、現在整理しているところでございます。

また、現在のところ決定しておりませんが、危険な地域を含みます個別避難計画の対象者が居住し、かつ自主防災組織を結成している自治会から速やかに選定し、入っていきたいと考えておるところでございます。

一方で、周知が進みまして登録者も増加傾向にあり、そういった方々の把握といった点では大規模地震のような、逃げる間もなく、救助にいつときの猶予もないような状況においては、消防、警察、自衛隊、自主防災組織、自治会、町などが共有できる情報が非常に集まってきているということは、有益なことだと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

災害と言っても、水害のみが事前に予測して避難等ができる災害なんです。ですから、ほかの災害というのはまた全然別な話なので、今はまず水害に絞って議論したいと思うんで

すが、期限を区切って云々と、だから、区切る時期が遅過ぎるんですよ。これ終わった話なんではないんですけれども、だからやるのであれば、もう梅雨の時期に入って、これからいつ水害がまた発生するか分からないと、こういった季節に入ってきていますから、24日云々ということであれば、そのときに出了たものをベースに、すぐにその日、例えば先ほどお話ししたように、避難訓練等を行うなどして、実際にそれが実行されるような形でやっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどのお話で、冠水ポイントとか増水したところに、過去にそういった実績のあるところに看板を立てて注意を喚起するというお話ありましたが、看板を立てても何の意味もないんですよ。町民なり、あるいはそこを通行する方が必要としているのは、今現在そこが危険なのかどうかと、そういう情報なんですよ。

だから、雨が降り出したら全部通行止めで、誰も外に出るなという話なんてできないんで、その冠水ポイントを通るときに今は安全なのか、危険なのかという話で、その中で、これはもう以前の議会でも何回か質問させていただいたんですが、そのときに消防と協力して、危険な冠水ポイントに対して危険度が高まった場合は、そこに人間が立って車を誘導する、ここから先は危ないですよと、そういったことをやっていただくという話になっていたはずなんです。

だから、看板を立てたって何の意味もないというのは、今現在そこを通っていいかどうか分からないければ、これ何の意味もないわけです。ですから、例えばそこを常に、じゃ今危険かどうかというのは分からないのであれば、センサーを置いてちゃんとその情報が取れるような仕組みをつくるなり、定期的に、例えば担当の方がそこに水位計なり、棒を持って行って、今が大分その冠水ポイントが危なくなつたよというのを判断をして、危なくなつたらそこで人間がやはり立つなり、あるいはコーンを置いて、ここからはもう通行できないとか、そういったものを明示的にやっていただかないと、これは意味がないんです。これはもう何回もお話ししているんですけれども。

そこで、長生郡の消防署に聞いたところ、以前に、町のほうからの回答で、消防と協力して、そういった危険な状況になったときは誘導しますよという回答だったんですが、消防署のほうにはそういった話は来ていないということなので、想像するに、これは消防団のことだと思うんですね。ですから、消防団なら消防団でいいんですが、ちゃんとそういう体制が取られているのかどうか、その辺を回答いただきたいんですが。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

何点かお話がございましたので、その点をお答えさせていただければと思います。

まず、看板を立てても意味がないというようなお話ございましたけれども、このたび、県のほうのご尽力によりまして、町内の多くの場所に看板を立てていただきました。日頃からここは冠水するんだというような、町民のみならず通行者に周知できるといった点では十分な効果があるというふうに、私は考えておるところです。

また、冠水したところに人が立てばよいだろうというご意見でございますけれども、もちろんそういったことがかなえばそれにこしたことはないんですが、現実的に危険も伴いますので、そういったことはできないということは、過去のご質問を受けるたびにお答えしてきたというふうに、私は認識しております。

それから、消防のほうのお話でございますけれども、消防団につきましても、人をそこに配置してということではなく、看板を設置するというようなことでご協力いただけるということは、過去にもご答弁をさせていただいておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今総務課長のお答えというのは全く事実と反した回答なんですね。

令和元年の犠牲者も出た水害、この後の本会議で池沢議員が質問をして、冠水ポイントでの今私のほうでお話した話、誰かが誘導しないと危ないということで、それに対して、そのときの副町長が、町としてちゃんとそこに誘導員を配置して対応するというふうに回答しています。

ですから、今の総務課長は、もう少しそういった過去のやり取りをきちっと整理して勉強させていただいて対応していただかないと、町民の安全に関わることです。

先ほど看板を立てるという話を一生懸命されていますけれども、看板を立てても、今の時点でそこへ入っていいかどうかというのは何も分からないわけですよ。誰も判断できないわけです。看板だけで判断するんだったら、じゃ雨が降ったらみんなそこを通らないようにするのかという話になっちゃうんで。通っちゃいけないのは、冠水ポイントがある水位を超えたら車が入っちゃうと止まっちゃうよと、だから危険なわけですよ。だから、それが分からないければ意味ないんですよ。そこに1年中看板が立っていても、そんなものを誰も気にしな

いわけですから、全く無意味というのは繰り返し言わせていただきます。

ぜひ、これは有効な対応、これは茂原市等もちゃんと人が立って誘導するということをや
っていらっしゃいますから、少しそういったところも勉強されて、ほかがどうこうという話
じゃないんですが、とにかく町民が安全に、そういった水害に対して対応するためにどうし
たらいいかというのは考えて、ぜひ対策を講じていただきたいと思います。

これに対しても、回答は、先ほどのレベルですから、必要ないので、次の質問に対しての
回答をお願いします。

○議長（柴田 孝君） 若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） ただいまのご意見について何点かお話しさせていただきます。

まず、令和元年の池沢議員の議事録につきましては、過去にも議員がそのようなことをお
っしゃっておいりましたので、私も事前に調べさせていただきました。ここでは読み上げさせ
ていただきませんけれども、決してそのようなご回答をさせていただいておるわけではなく、
池沢議員も、できれば一番それがいいけれどもというような趣旨でご理解をいただいたとい
うふうに認識しております。

次に、冠水ポイントの点でございすけれども、まずご判断いただくのはご自身です。そ
こに水がたまっているのに入っていっていただいでは当然車が浮いてしまう。通り抜けるこ
ともできるかもしれませんが、リスクは大きいと思います。それをご判断いただくのはご自
身です。ということは、冠水しているところには入らないというような周知を、かねてから
町のほうもしておりますし、これからもしてまいりたいと。その方法は、エリアメールであ
ったり、防災無線であったり、そういった手法を取って、通行する方についても周知できれ
ばというふうに考えておるところです。

あと、車が止まって浮いてしまうとおっしゃいますけれども、死水域であれば救助には向
かいます。車はそこにとどまっているかもしれませんが、当然こういった地域ですと、冠水
しているところも当然流れがございす。先ほど申し上げましたように、流れのあるところ
に車が入っていけば、おのずと下流域に流されてしまう現象が起きるわけです。そこに人が
助けに行っても一緒に流されていくのは目に見えておりますので、やはりそこは冠水してい
るところには入らない、それが一番だというふうに考えるところ です。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） 今余計な回答をいただいたんですが、まず救助の話は一切していま

せん。救助は消防署じゃないとできないので、それは消防署員が行うことで、消防団も町の職員もそれはできないというのは分かっています。ただ、そこに入ってはいけないかどうかという判断がつかないということなんですよ、そこを測ってみなければ。それはもう繰り返し述べさせていただきます。

それと、質問が1つ抜けたんですが、水害に対して有効な対策として、川の堆積物を取り除いたり、水路等、あるいはのり面に生えた草を伐採したりとか、あとは道路脇の側溝、こういったところの堆積物を取り除くということは有効だというのが、近隣の自治体で実績を上げているということは以前の議会でもお話ししたと思うんですが、こういった対策も、ぜひ取っていただきたいんです。

あわせて、例えば水路等で増水することが分かっている場所には大型の土のうを置くとか、そういった形で、ぜひ対策をしていただかないと、令和元年の水害以来何ら対策が行われていない。これはたしか去年でしたか、町長と担当課長のほうで、実際に現場で町民の声を聞いていただいたと思うんですが、いろいろな条件で、なかなかすぐに大きな対策を打つことが難しいということであれば、せめて土のうでも置いてほしいと、そういう要求が上がったというのがあります。こういったことに対しても、いまだにまだ対策が一切取られていないと。ですから、先ほど言いました令和元年以来、町として何もやっていないんですよ。一宮云々という話は県がやっていて、しかも大型の水害に対しては結局対応できないと、そもそも設計数値が対応していないということは分かっていますので、とにかく町のほうでちゃんと独自にそういった対策を進めていかないと、減災という形で、完全にはそれは対応できないかもしれないんですが、今お話ししたような川の堆積物を取り除くなり、のり面の草を刈るなり、あるいは土のうを置くなりという形で、ぜひそういった対策、これであれば、それほど大きな予算じゃなくてもすぐできる話なので、これはぜひ行っていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） 前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

ご提案ありがとうございます。河川の清掃につきましては、今年度から浚渫債という有利な起債を活用いたしまして、土砂の撤去や竹木の伐採等について取り組んでまいりたいと考えてございます。

それと側溝の清掃につきましては、現在募集中である美化作業員が決まりましたら、そちらの方をお願いをしようというふうに考えてございます。

最後に、大型土のうの設置につきましては、今後、地域の皆様のご意見を頂戴しながら検討させていただきたいというふうに思っております。

それと、現在、河川につきましては、刑部川の改修事業も進めておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

ぜひ、早めの対策をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、4項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 高齢者の移動手段に対する対策の進捗状況についてお答えします。

この3月議会でもお答えしましたように、特に75歳以上の町内無料移動支援について、令和7年度中の実証実験の開始に向けて細部の調整を行っているところでございます。

今後は実施に向け、次の9月議会には必要な予算の計上を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

これも、先ほどの件と同じですけれども、やはり全然スピード感が感じられないんですよ。高齢者の移動手段というのもずっと優先課題として上がっていて、町長も、これ選挙公約の一つになっているわけです、高齢者の移動に関しては。何の手も打っていないんですよ。

非常に問題なのは、例えば大津倉線でしたか、この前廃止になったバスの路線ですけれども、このときも住民に対して一切報告がないまま、突然バスが来なくなったと。その後も何ら対策が行われていない。こういった状況がずっと続いていて、やっと実証実験という話ですけれども、これを一体いつまでに行って、じゃいつその結果を出すんですかと、町全体に広げて、実際の運用を開始するんだと。その時期を明らかにしていただかないと、あるいはそれに併せて、検討委員会等があるのであれば、そこに対して結果を出すような指示をするとか、そういうふうにしないと、だらだらと時間だけ過ぎていって何も決まらなないと。

今、移動手段がないというのが困っている方たくさんいらっしゃるんで、そういった方に対して何ら手を打っていないわけですよ、町は。ですから、これ早めに決めて、実証実験を

やるのであればやっていただいて、早めに運用を開始していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） 宮坂議員のご質問にお答えいたします。

ご意見ありがとうございます。先ほどの町長答弁にありましたように、9月補正には必要な経費を計上するという事で、令和7年度中の実施については堅持するという事でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ほかの課題等に関しても同じなんですけど、とにかく決めるのが遅過ぎるんですよ。これ優先課題ですから、どんどん進めていただいて、早く決めて、早く予算をつけて実行していただきたいというふうにお願いして、次の質問の回答をお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、5項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 米のブランド化を進める理由とその進捗状況についてお答えします。

本町において米のブランド化を進める理由は、農産物に付加価値を創出し、農業所得の向上や農業従事者の減少に歯止めをかけるとともに、新規就農者の増加を促進することで、町の基幹産業である農業の活性化を図ることにあります。

米のブランド化の進捗状況につきましては、3月定例議会でもご報告させていただいたとおり、現在、町ではバイオマス産業都市構想の策定に向け、調査・研究を進めており、この構想においても米のブランド化を重要な柱の一つとして位置づけております。

昨年度から、長生農業事務所、生産農家、町内企業、有機肥料の供給事業者などと連携し、勉強会を開催するとともに、町内の水稻農家のご協力を得て、バイオマス資源を活用した有機肥料による土づくりを試験的に実施しました。

収穫された米の食味値を測定したところ、たんばく質やアミロースに変化が見られ、品質向上につながる一定の成果と貴重なデータを得ることができたと認識しております。

しかしながら、米のブランド化は数値的な評価だけにとどまらず、ストーリー性や栽培方法の特徴、環境配慮、地域資源の循環利用など、多様な視点からのアプローチが必要であり

ます。

今後も関係機関や生産者の皆様と連携しながら、様々な角度からのブランディングを検討し、長柄町らしい米のブランド化の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

まず、米のブランド化で、今の農業、米作り農家の問題、いろいろありますけれども、例えば資料を頂いたんですが、そもそも所有者が、3割以上が町外の方で、もう3割近くが非耕作地になっちゃっているんですね。こういったものを対策していく必要があるんですが、米のブランド化というふうに絞ると、食味がよくなったと、これは当たり前の話で、一般論として有機肥料を使えばおいしくなるというのは普通に認識されている話で、有機肥料をまいて作ったらそれは食味がアップするというのは分かります。

だけれども、ブランド米にするためには、数値云々じゃなくて、以前の質問でも伺ったんですが、まずその食味コンテストというのに出して、そこで上位を取らないと、食味というのは伝わらないわけです、対外的には。町の中で作って食べてみて、ちょっと分析したけれども、成分もよくなっておいしく感じたと。それではブランド米の条件にはならないんですよ。だから、やるのであれば、そのコンテストに出すということをまず目指すべきだし、そこで認められて初めて最低条件がそろうわけですよ。そこから名前をつけるなり何なりしていけばいいんであって、まだ一般的に認められていないような食味で、しかも有機肥料を使ってちょっと味がよくなったようだというのは、ちょっと安易な考えだというふうに思います。というのは、もう既に有機肥料でもいろんな種類があるんですよ。

今、町長のお話にあったように、バイオマス施設からの廃棄物をベースにした有機肥料を使って作ったという話ですけども、これ以外に、同じバイオマスでも、その消化液、つまり、メタン発酵させた後に出てくる消化液を使って、それを田んぼにまいて作ったお米が非常においしいというようなことも、ほかの地域では実際に行われています。

ですから、一つの有機肥料を使ってちょっとよくなったというので、それだけで成功だというふうに結論を出すのは尚早で、やはりいろんな有機肥料を使ってどれが一番おいしいのか、あるいは単にバイオマス云々というのであれば、将来的にはそこでメタン発酵させたガスを燃料に使うとか、発電まで持っていくとか、そういったことでどんどんその事業は広がるんですが、今のお話ですと、何か全然将来の展望が見えないんですね。

繰り返しますけれども、単に有機肥料を使ってみたという程度で。ですから、ブランド化して名前をつけてやったからといって、先ほど言った、今の町の現状、この非耕作地がちゃんと戻ってくるのかとか、町外の方が3割以上を持っていて、そうすると、やはりいろんな問題があるわけです、町の中で実際に所有している方とは違って。

こういったところに対しての課題をやはりまず検討して、それに対しての対策を打っていく必要があって、その中の一つにブランド化というのは確かに入ると思うんですよ。それ以外に集約するための、例えば町が仲介するとか、あるいは町が逆に今使われていないところ、あるいはいろんなところに貸し出している農地を1か所に集めて、そこでいろいろな最新の農機、IT農機を使って、若い人を入れて、雇用を発生させて、そこで安定した米作りをやっていくとか、何かそういったところの中の一つにブランド化というのがあって、ブランド化をやるためには、その先の、当然流通先まで全部含めたことを整備していかないと、農協に卸してるんじゃ、これブランド化した意味がないわけです。

だから、農協では全部混ぜちゃうわけですから、だから、農協がブランド米を、長柄町の農協は長柄何とか米というふうなブランド米を売っていきますよと言うのであれば、これは成り立つんですよ。実際にそういった、地域の農協もあります。ですけれども、長柄町の農協はそういう判断をしているのかどうか。

そういった流通先とか、そういったところも含めて、きちっとやっぱり計画をしてプロジェクトを進めていかないと、単に名前をつけたり、ストーリー性を云々という、どこかで聞いたようなブランディングの話をいろいろされても、本当にそれが役に立つのかどうかというのは非常に疑問なんです。

ですから、ぜひ実効性のある、せっかくやるのであれば、実際に米農家に有益になるような、あるいは今の問題、課題が解決されるような、そういった施策に持って行っていただきたいと思います。

もし、何かあれば、ぜひ町長からお話をいただきたいんですが。

○議長（柴田 孝君） 宮坂議員に申し上げます。

ここで申合せ時間を過ぎましたので、答弁漏れについては担当課でお聞き願います。

以上で2番、宮坂陽一郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（柴田 孝君） 7 番、鶴岡喜豊議員。

○7 番（鶴岡喜豊君） 皆さん、こんにちは。7 番、鶴岡喜豊です。

傍聴人の皆さん、ご苦労さまです。

議会定例会のユーチューブの配信を行い、1 年が経過します。令和 6 年 9 月 12、13 日の議会定例会の視聴回数は 174 回、128 回の平均 151 回、12 月 4 日、5 日の議会定例会の視聴回数は 158 回、97 回の平均 127 回、令和 7 年 3 月 4 日、5 日、21 日の議会定例会の視聴回数は 138 回、79 回、43 回の平均 86 回で、町民がユーチューブの配信を知らないのか、周知が不足しているのか行政、議会に関心がないのか、この数字は私は大変残念に思っています。今ライブ配信のユーチューブを視聴している皆さんは知り合いの方々に議会のライブ配信を紹介していただき、議会での一般質問、議案の質問などを視聴していただければ幸いですが、このままの数字であれば、一千万円以上かけてインターネットのライブ配信をせず、このままのユーチューブの配信で良いと思います。

それでは、議長の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、小中学校の現状について。

①小学校のあり方に関する基本的な考え方について、長柄町小学校のあり方検討委員会により長柄、日吉小学校の両校の統合は速やかに行うものとし、遅くとも令和 11 年 4 月までとされたい。また、統合の校地は、総合的評価から長柄中学校とされたいと答申があったと思いますが、統合は遅くとも令和 11 年 4 月までということですが、本年度の長柄小学校の新入生は 5 名と聞いております。その中で、今年までに統合してもらいたかったという声が届きました。

私は、来年度の令和 8 年度に実施設計、令和 9 年度に校舎の建設を実施して、令和 10 年 4

月に統合してもよいのではないかと考えていますが、この考え方について、執行部の考えを伺います。

また、令和11年4月までの統合の場合、今後の計画について伺います。

②スポーツ庁と文化庁が策定したガイドラインによると、令和5年から令和7年度までに、休日の部活動の地域の人材協力を得て、学校の部活動としてではなく、地域のスポーツ、文化芸術活動として活動するように求めています。

長柄中学校の各クラブの地域移行の状況を伺います。

③長柄中学校の海外研修の本年度の人数は10名と聞いていますが、直近の3年間、令和5年度、令和6年度、令和7年度の参加人数、1人当たりの費用、負担金は幾らか伺います。

④ラーケーションとは、ラーニング（学習）とバケーション（休暇）を組合せた造語で、学校ではできない体験や学びの活動を、保護者が土曜日、日曜日に休みでない生徒のために、平日一緒に計画し、実行でき、学校が休み扱いにならない制度です。町に導入の考えがないか伺います。

⑤令和6年度において、小中学校の給食において、米の高騰、野菜の高騰により献立を変えたことはなかったか伺います。また、変更があった場合はその内容を伺います。

次に2、非農地の判断の徹底について。

①農地法第30条、農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行わなければならないと定められており、利用状況を調査し、当該調査を行った年内に非農地の判断を行うことになっています。

令和4年、令和5年、令和6年度の農地を非農地と判断した筆数面積を伺います。

また、なぜ非農地の判断の徹底を図るのか。そのメリットを執行部はどのように考えているか伺います。

3、林道刑部針ヶ谷・篠網線の維持管理について。

①林道刑部針ヶ谷・篠目線の測量費、用地買収費、設計委託費、工事費など、総事業費を伺います。また、林道の建設の目的を伺います。

②林道を走行して大変驚きました。林道の路面に落ち葉が堆積しており、雨が降れば、乾くまで車がスリップして危険な状態で、路面に倒木も放置されており、電線には枯れ木が倒れ引っかかっておりました。路肩に産廃の不法投棄もありましたが、林道のパトロール及び維持管理の実施状況を伺います。

③林道の不法投棄の監視の実態状況を伺います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を求めます。

酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 1点目の長柄・日吉小学校の統合の今後の計画についてお答えをいたします。

現在、町では基本方針（案）や基本計画（案）について理解していただき、意見を求めることを目的として、多くの住民が参加しやすい時間と場所を考え、公民館と長柄中学校を会場に、保護者・地域説明会を計5回実施するとともに、町ホームページに小学校統合に係る意見募集を行い、議員の皆様には議会説明会において説明をさせていただいたところでございます。

今後は、説明会での意見などを踏まえ、教育委員会定例会で基本方針・基本計画（案）、これが議決されると（案）が取れ、正式に策定となります。

続いて、小学校統合準備委員会（仮）を設置、開校に向け協議を始める予定です。

学校名や校章などを担当する総務部会や校舎の施設設備やスクールバスなどを担当する施設部会、ほかに学校運営部会や地域部会を組織する予定で、令和11年4月開校を目途に進めています。

開校時期の前倒しについては、令和7年度秋に補正予算で基本設計と実施設計を発注し、令和8年度は実施設計を繰り越して行い、令和9年度から令和10年度にかけて校舎を建設するものの、資材調達や働き方改革等の問題もあり、令和10年4月の開校は厳しいと考えております。

次に、2点目の長柄中学校の部活動の地域移行についてお答えします。

県教育委員会では、令和8年度中に全ての部活動の休日の活動を地域展開させる方向で取り組んでおります。

長柄中学校に現在ある5つの部活動の現状ですが、吹奏楽部が令和5年度から休日に外部講師に指導をお願いして活動しております。野球部とサッカー部は令和7年9月から、ソフトテニス部と卓球部は令和8年度に地域展開できるよう準備を進めているところです。多くの方に協力をいただかなければできないことなので、丁寧に進めてまいります。

次に、3点目の長柄中学校の海外研修の負担金についてお答えします。

長柄町中学生海外研修等事業補助金交付要綱では、補助金の対象となる費用は、交通費、食事代を含む宿泊代、見学料及び研修に必要なその他の費用で、補助金の額は総経費の70%

以内とするとございます。

海外交流研修事業に係る金額ですが、令和元年度は長南町との合同開催で、委託料466万6,000円、1人当たりの金額23万9,000円、保護者負担は7万2,000円でした。コロナ禍等の理由で令和2年から令和5年度までは実施しておりません。令和6年度は長南町との合同開催で、委託料893万5,250円、1人当たりの金額は39万5,000円、保護者負担は11万8,500円でした。そして今年、令和7年度は長柄町単独開催で、委託料506万1,247円、1人当たりの金額は63万2,656円、保護者負担は18万9,796円の予定です。

海外研修のメリットですが、参加者本人にとっては自分の目や肌で、リアルに海外の文化や生活を体験できること、何よりも英語を使って現地の人とコミュニケーションすることです。帰国後も「英語でもっと自由に会話できるようにしたい」「外国のことをもっとよく知りたい」など英語学習により意欲的に取り組むようになります。

町としても、次代を担う中学生が外国で見聞を深め、豊かな国際感覚を養い、国際社会に対応できる人材を育成するため、中学生を海外研修に派遣し、もって国際理解教育の一環とするため、参加者に費用を補助しております。

次に、4点目の小中学校のラーケーションについてお答えします。

ラーケーションは、子供たちが知識の幅を広げると同時に、家族との絆を深める貴重な機会となるメリットがあると認識をしております。

一方、家庭の経済状況によっては、ラーケーションの利用が難しい保護者も存在することや、子供にとってはラーケーションを取得した日の授業内容を自習で補うことになり、取得の仕方によっては学力定着に懸念が生じること、教員にとっては次の日の連絡など、個別対応が求められ、負担が増加するおそれがあることなどの課題も考えられます。

新しい学びの機会の提供という点では、現在、各学校がそれぞれ校外学習の機会を持つことや地域人材を活用するなど、体験活動や探究の時間を充実させる努力をしているところがございます。

これらを踏まえ、教育委員会では、現時点でラーケーションを導入する考えはございませんが、引き続き保護者のニーズなども伺いつつ、ラーケーションについて研究をしております。

最後に、5点目の小中学校の給食についてお答えします。

現在、米などの価格が高騰しておりますが、給食センターでは日吉営農組合と年間契約しているため、安定して納入されております。価格につきましては、昨年度までが1キログラ

ム当たり税込み324円でしたが、物価上昇に伴い、令和7年4月より税込み450円で契約しております。

また、給食センターでは月に1回が麺の日、月2回がパンの日で、それ以外は米飯給食としています。そのため、パンや麺の日が増えたりすることはありません。

以上、鶴岡議員への答弁といたします。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 長柄・日吉小学校の令和10年4月までの統合につきまして伺いましたが、教育長のほうから答弁があった理由を聞くと、令和10年4月はちょっと難しいのかな、仕方がないのかなと思います。それならば、小学校のあり方検討委員会の答申どおり、令和11年4月までに間違いなく教育の充実と子供たちのために統合を、ぜひ間違いなく本当に実現していただきたいと思います。私たちも協力したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次に、部活動の地域移行について再質問させていただきます。

まだ、幾つかのクラブの地域移行はできていないようですが、地域移行は地域の人材協力を得て、地域のスポーツ文化活動として求めるものです。町で依頼できる人材等の見通しは立っているのか伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ご質問ありがとうございます。

長柄町の部活動においては、令和8年度中に全ての部活動、長柄中には5つの部活動がございますので、令和8年度中には5つが移行できるように動いております。

ただ、すぐにというわけにはいかないもので、まずは吹奏楽で令和5年度から、そして先ほど教育長がお答えしたように、今年度9月より野球、サッカーで地域の人材、地域の既存のクラブ等を生かして移行が進めばと、残りのソフトテニス、卓球については令和8年度中に、やはりこれも既存のスポーツや文化クラブ等を生かして、地域展開が進んでいけるように鋭意努力している最中でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと質問がずれちゃっているんですけども、令和8年度に移行するというのは了解しているんですよ。町内にそれだけの人材の見通しがあるかということ

を私質問しているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 現在、町にある音楽、それから、野球、サッカーにつきましては、小学校のクラブチーム、また、卓球、テニスにつきましてはボランティアの方が現在も見てください。これと中学校の部活動をどうやって結びつけるかというのを、今後、合意形成を図りながらやっていかなければいけないところがありますので、その辺を丁寧に協議しながら進めていきたいと考えておりますので、現在はそちらの方々と話し合いを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7 番、鶴岡議員。

○7 番（鶴岡喜豊君） 教育長の答弁ですと、ある程度見通しが立っていると、小学校は卓球なんかをやっているのは私も知っていますけれども、それでは、反対に、吹奏楽、令和5年度から地域移行が進んで、講師を頼んで進んでいるようですけれども、地域移行が進んでいる今指導者、吹奏楽を指導している方々、今テレビのニュースなんかで見ると、指導については先生でももめごとが起こっておりますけれども、指導者の注意する点、いろいろあるかと思うんですけれども、学校の指導方針、生徒への接し方、生徒との会話の注意点、クラブでの注意事項など、教育長なり学校長なり、いろいろあるかと思うんですけれども、指導をその人たちに行ったかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 現在、音楽のほうにつきましては、学校内で教員と一緒にやっただいておりますので、ほぼ同じ方向で進んでおるところでございます。また、部活動の説明会にも一緒に参加しながら進めているところでございます。

野球、それからサッカー、卓球、テニスにつきましては、これからの移行になりますので、そのところを合意形成を図りながらいくために、学校側、教育委員会、そして指導者と一緒にこれから協議を進めながら、合意形成を図っていくというところでございます。

○議長（柴田 孝君） 7 番、鶴岡議員。

○7 番（鶴岡喜豊君） 先生と一緒に指導者が、講師がやっているということを聞きましたけれども、先生方の働き方改革で、土日はもう先生方は出ないんだよと、そういう方向が示さ

れたと思うんですよ。そのための地域移行だったと思うんですけども、一緒にやっていたら地域移行にならないんじゃないですか。その辺はいかがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 議員ご指摘のとおり、今は外部指導者ということでやっていただいております。しかしながら、今年度はその形式でいくんですが、来年度以降どうやっていくかというのを、協議をこれから進めていくところということで、指導員さんと一緒に話し合いを進めているところでございます。まずは場所の確保というところで、今協議を進めているところでございますが、今後どうなっていくかはこれから進めていくところです。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） それでは、その際、指導者、講師の方々の指導のほうをよろしく願いしたいと思います。

ちょっと先走っちゃうんですけども、もし地域移行になった場合、例えば私が中学校のときなど、野球部の練習試合のために、日曜日に、野球部に関係のない先生方が自家用車を出して応援していただいたことがあります。覚えがあります。今は、先生の働き方改革などが影響して地域移行になったと思いますけれども、土曜日、日曜日の部活動が地域移行になれば、公式戦などの先生の役目はどうなるのか。また、先生が土曜日、日曜日に出勤した場合、扱いはどうのようにするのか伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 議員ご心配のとおり、ここのところがこれからの大きな課題でございまして、現在は中学校の先生方には特業手当というのが出ております。これはしばらくの間は出るということで、大会の運営について、学校の先生方がやっていくのか、また、その指導者の方々がやっていくのかというのは、これから小中体連とかそういう組織で考えていくということで、今様々な取組が国からも出ておりますし、今後、この地域でも検討を進めていかなければならないところでございます。完全に学校の先生方が撤退をするのか、それとも兼業、兼職でやっていくのかとか、あらゆる可能性を含めて今後の検討を進めていくところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 分かりました。令和8年度に移行する計画であると聞きましたけれども、もう日がないというか、月日がありませんけれども、教育長、学校教育課長、大変でしょうけれども、頑張ってくださいます。

次に、中学校の海外研修の負担金について再質問させていただきます。

集会場と個人のリフォームの補助金の質問のとき、副町長より集会場と個人では50%、10%と補助率は違い、不平等でも自治会は70世帯、個人は1世帯を考えれば、補助金の額にしてみれば公平であるという答弁をいただきました。

海外研修の補助率は7割と聞きましたけれども、令和元年度は保護者負担7万2,000円、令和7年度の保護者負担は18万9,000円で、保護者負担は約2.5倍以上で、補助率は7割で平等ですが、保護者負担は著しく、私は不公平だと考えております。執行部はこの点どのように考えているのか伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ご質問ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、令和元年の7万2,000円と比べると、今回、令和7年度においては2.6倍の18万9,796円と、確かに年々費用が増加しておりますが、ただ、費用の高騰の影響で、まずこの金額については致し方ないと考えております。

費用対効果についても考えていきたいと思うんですけれども、希望者全てが行けるように考えていきたいと思いますが、なかなか生徒全員が行けるわけではないということとか、あと、行けない子たちにどう還元していくかということについては、今後の検討の余地があると思います。

町民の皆様の貴重な税金が関わっているということで、議員おっしゃるとおり、公平性を第一に、一人一人の参加者の負担についても考えながら、令和8年度の海外研修については考えていかなきゃいけないなと思っています。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 平等と公平が一緒にならないということは私も重々承知しております。ただ、2.6倍ですか、あまりにも違うから、課長が令和8年度は少し検討していただけないかという答弁をいただきましたので、その辺、また執行部のほうで検討していただきたいと思います。

ただ、旅行などは人数が多ければ割安になる、人数が少なければ割高になります。これ当然のことだと思います、皆さん知っていると思いますけれども、また、海外渡航の際は、円相場、燃油サーチャージ、燃料費の高騰により、それでもかなりの差が生じます。そして、今年度は20人から10人の募集になり、希望者は7名になったと聞いております。割高になった点をそれらはあると考えられますが、これらを踏まえて、研修費の補助率が毎年7割だから、平等だからいいではなく、毎年の保護者の負担額を例えば10万円なら10万円、15万円なら15万円として公平にするのがよいと私は考えておりますけれども、そういう海外渡航の際の必要費用、それはどうしようもないことだと思うんですけれども、それを補助率で平等だからいいじゃなくて、公平にするために幾ら幾ら、その辺の額もまた決めなくちゃいけないと思いますけれども、その辺の考えいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ご意見ありがとうございます。

その点も含めて、令和8年度、どうするか考えていきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 令和8年度に考えていただけるということですが、私のほうから一言。

保護者の負担は研修の費用の負担だけではないんですよ。個人が渡航準備しなければいけないもの、経費、そのほかいろいろ必要なものがあると思います。中学生の海外研修を継続すれば、毎日幾ら幾らの公平な補助が必要だと思います。昔は丸々7万2,000円だから行けたのに、今年は18万9,000円だから、そんなにかかると言われても仕方ないことだと思います。だから、今回募集定員も10名に達しなかったんじゃないかと私は推測してしまいますけれども、その辺はいかがですか。10名いなかったわけですね、募集定員に。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） おっしゃるとおりです。今回の経緯としましては、まず一次募集で6人でした。その後、追加募集しまして1人増えて7名ということになりました。

今後やっぱり検討しなきゃいけないこととして、まずは日程です。今回7月26日から8月3日という8泊9日なんですけれども、その日程のこと、あとオーストラリアという場所が

そもそもほかはないのかどうかも含めて話し合っていくことで、より多くの人が集まりやすいのかなとは思っています。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 分かりました。中学生の海外研修につきまして、令和8年度、どのように実施するか、いろいろ検討していただきたいと思います。

次に、ラーケーションの導入についてですが、総務省の統計、令和3年社会生活基本調査によると、土曜日に働いてる人は45.5%、日曜日に働いている人は30.4%います。このことから、学校が休みになる土曜日、日曜日に子供と一緒に過ごすことが難しい現状が少なからずあります。保護者の休みの日に充実した時間を過ごせる環境が必要で、子供の学びに保護者が関わることで家庭における教育上の向上も期待でき、愛知県では、名古屋市を外して、それ以外の全ての市町村で実施しており、今、日本の各市町村で広まっており、大変よいことだと考えています。

議会で一石投じたので、P連、教育委員会、執行部で研究していただき、長柄町でもいつかは実現できるようにお願いしたいと思います。

それでは次に、小中学校の給食について再質問をさせていただきます。

米不足、物価高騰による献立の変更がなかったということでもよかったと思いますけれども、4月18日に配信された町コミの給食の写真を見ていただいたでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○7番（鶴岡喜豊君） 中学校の給食がこれでよいのかと思うような給食の写真では満腹感はありません。物価が高騰している中、契約内容を抑えるためにこのような給食になったのか。その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ご意見ありがとうございます。

私も実際の写真を見ました。全体的にまず暗い、そして量が少なめというのが、議員の感想につながったのかなと思っています。ただ……

〔「だから、満腹感がないよ」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ただ、私のほうで同じ献立の写真を見たところ、また時間があるときに議員にも見てもらいますけれども、そんなことはなく、

おいしそうな感じで写っている写真でした。なので、写真の撮り方や照度というのも大きな影響かなと、印象を与える、なので、ただし、議員おっしゃるとおり、見た目、どんな角度、どんな写真でもそれ相応に見られるようなものは、これからも努力していくつもりでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 給食については子供たちが楽しみにしているものであり、大切なものだと考えております。

栄養士が栄養のバランスを考えて量等を考えておりますので、その点をご理解いただきながら、あとは見た目の問題につきましては、また盛りつけ等で工夫が必要なのかなと思いますが、栄養面等については特にご心配ありませんので、ご理解をいただければありがたいところでございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 写真の撮り方が悪かったんじゃないかという答弁ですけども、実際、あの写真を見て、口が悪いかもしれませんけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、そのくらい言う人もいましたよ。あれじゃ、ちょっとひどいと思うんですけどもね。

それじゃ、あの給食と、70周年記念の給食が4月18日に配信されましたよね。その70周年記念の給食と、あの給食って同じ値段ですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ありがとうございます。

70周年記念予算の中の11万4,000円を使って献立を作らせていただきました。ふだんより出っ張っている部分は11万4,000円でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 要は、前の町コミに載っていたのと、70周年記念の給食の値段は違うということですよ。50円ぐらい違うんですか、11万4,000円を総給食の人数で割れば出るんでしょうけれども、それはこっちに置いといてもらって。

そういうことであれば、例えば今、生徒が減少していますよね。中学3年生が卒業したのと、今年長柄小に入ったの5人ですよ。卒業したのと5人入ったの、その差額、例えば30

人としたらば、その30人分の予算、その予算を減額せずに前年度の予算並みに取っておいて、給食費をこの11万4,000円ですか、それに合った分補充するような形で、70周年記念のような満腹感のある満足な給食、そういうものを与えるということは、私は必要だと思うんですけども、いかがですか。要は、前の給食費を減額しないで、生徒が減っているんだから、その減った分のやつをそのまま給食費で盛るんじゃなくて、減った分の差額分を減額しないでそのまま残して、1人当たりを360円とか370円に上げると、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） おっしゃっている意味、分かりました。ただ、ふだんの給食はとてもおいしいです。とてもおいしいし、今の現状で何かというところは、あまり私のほうでは感じていません。

先日の70周年記念献立メニューでは、70という数字が入っているコロッケとかゼリーとか、ダムカレーとか、特別なメニューを作らせてもらいましたが、ふだんの今の状況で何か過不足というのは、すぐに私のほうでは感じていないので、ただ、ご意見については真摯に受け止めて、また今後の検討材料にしたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 給食につきましては分かりました。

いろいろまたお互いに話し合ってできるものは改善していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次の答弁をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

山田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田比呂貴君） 2項目め、農地法第30条における農地の利用状況による非農地判断及びメリットについてお答えします。

初めに、農地法第30条に基づき、毎年1回、農地利用最適化推進委員が実地調査を実施しています。

調査では、農地が実際に耕作されているかどうか、長期間放置されていないかなど、農地としての利用状況を確認しております。

調査の結果、農地としての機能を喪失し、再生困難と判断されるような場合には、関係法

令に基づき非農地と認定されます。

ご質問の本町における非農地判断の筆数、面積については、令和4年度は4,235筆、約277ヘクタール、令和5年度は2,120筆、約104ヘクタール、令和6年度は611筆、約63ヘクタールを非農地と判断し、国へ報告しております。

また、非農地と判断されることで、農地としての利用制限がなくなるため、住宅や商業施設など、様々な用途への転用が可能となり、地域のニーズに応じた土地利用が進むことで、地域経済の活性化が期待されます。

しかし、非農地の判断は、周辺農地へ大きな影響を及ぼす案件もあるため、農地の転用や非農地化には慎重な判断が必要であると考えます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 4,235筆、2,512筆、611筆ということを聞きましたけれども、この非農地の扱いになった土地の所有者、報告しているのでしょうか。農業委員会で握っているのか、農業委員会で確認しているだけなのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田比呂貴君） お答えいたします。

こちらにつきましては、毎年、所有者の方へ通知をお出ししておりました。直近では2023年に通知をお出ししてございます。といいますのも、こちらは毎年通知を出しておったんですけれども、今後の土地の利用状況等につきまして、毎年同じような回答が来ていると。また、回答いただける数が、回答がないということも多くございましたので、毎年ではなく、今現在については数年に1度、所有者へ通知を出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 今回、私がこの質問を一般質問に入れたというのは、私のほうの自治会で非農地なのに全然非農地扱いに、通知も来ていないという話を聞いたんですよ。それで調べて、この農地法30条というのが目に入ったんですけれども、数年に1度と言いましたけれども、最後に出したのはいつだと言いましたか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田比呂貴君） お答えいたします。

最後に出したのは2023年度でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 調査というのはどのようにしているんですか。2023年と言えば2年前ですよ。私の言っている土地というのは、もう20年ぐらい前から、もう全然非農地なんですよ。その非農地が、全然非農地の通知が来ていないんだけど、これ、田んぼから雑種地に変えたいなという相談を受けましたので、聞いているんです。

農地法第30条を調べたんですけれども、非農地の扱いにすれば、通知が役場から来れば、当然地目変更して、農地以外の、メリットで言ったように、活性化のためにほかのものに使うとか何とかできるわけなんですよ。田んぼのままだったら、農業委員会もみんな通さなくちゃいけないだろうし、非農地として指定されれば地目変更してほかのものに使いたいと、そういうこともできるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。全然非農地の通知が来ていないんですけれども、その辺はまた後で言ったほうがいいですよ、この場じゃなくて、この場で答弁……、その地目変更云々に関してはどうですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田比呂貴君） お答えいたします。

こちら、通知のほうということでございますけれども、個別の案件については後ほど窓口のほうでお答えさせていただければと思います。

また、こちら、現在、町内のほうで地籍調査事業が進んでおりまして、地籍調査の中で非農地と判断された筆もございます。そのような土地につきましては、農業委員会でもそのデータをいただきまして、各筆ごとに農業委員会で確認をさせていただいて、農地・非農地の判断をさせていただいているところでございます。

ですので、通知を出す出さないのところにつきましても、地籍調査の中で非農地と判断されたところにつきましては通知をしていないというところもございます。ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 長柄町は地籍調査が終わっているんだから、筆等なんか、境界もはっきり分かって、20年前よりも10年前よりも、よっぽどやりやすいかと思うんですけれども、

よろしくお願いします。

それでは、3番目の答弁をお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の林道刑部針ヶ谷線、篠網線の事業費・林道建設の目的についてお答えします。

まず、総事業費についてですが、国の林業構造改善事業費補助金を活用して整備を行っており、林道刑部針ヶ谷線は延長2,664メートル、事業費は約1億4,200万円。林道篠網線は延長1,182メートル、事業費は約5,500万円となっております。

次に、林道建設の目的についてですが、林道は主に間伐や植林などの森林作業に必要な作業機械や作業者が効率的に出入りできるよう整備し、もって森林の適切な管理と保全のための基盤づくりを進めるものでございます。

次に、2点目の林道刑部針ヶ谷線、篠網線のパトロール及び維持管理の実施状況についてお答えします。

パトロールにつきましては、主に台風や大雨、降雪などの自然災害や、そのおそれがある場合に、倒木や土砂崩れなどによる通行への支障がないかを確認するために実施しています。

また、職員が現地に出向く機会がある際には、その都度併せて状況の確認を行い、必要に応じた対応を基本としています。

通行に支障が生じた際には、状況に応じて障害物の撤去などの対応をしております。

次に、3点目の林道刑部針ヶ谷篠網線の不法投棄監視についてお答えします。

産業廃棄物や残土等の悪質な不法投棄は減少傾向にあるものの、山林や人目のつきにくいところへの家庭ごみ等の投棄が散見され、景観や環境を損なう原因となっています。

このため、6名の不法投棄監視員と県地域環境保全課や茂原警察署にも同行をいただき、毎月巡回パトロールを実施しております。しかしながら、不法投棄を根絶するには至っておりません。

不法投棄につきましては、全町民で監視し、通報等の活動を啓発し、町ぐるみでの環境保全に向け取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 今、町長の答弁のほうから、事業費1億4,200万円、5,500万円をかけ

て建設の目的等を聞きましたけれども、執行部につきましては、私が当初質問した内容のようなことがありまして、これで目的が達成されていると考えているのか伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

目的が達成されているかというご質問でございますけれども、こちらは現在畑で活用されている方がたしか1名、こちらの林道沿いに土地を所有している方が多くいるものと認識しております。その中で、やはりご自分の山の管理をされている方などもいらっしゃいますので、こちらについてはある程度の目的は達成できていると思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 畑の持ち主、篠網のほうに下りていったとき、畑やっていましたけれども、あと土地を所有している人がいると。土地の所有者、畑の所有者はいいと思いますよ。要は、私は林道ですよ、林道の管理、あんなに落ち葉が堆積していて私はびっくりしました。雨が降った後、あれじゃスリップして車が崖の下に落ちてもおかしくないような状態でありましたけれども、その後、また行ったら、今度、この土地の所有者が自分の家に行くために道路を掃除したかと思うんですけれども、少しきれいになってました。その先はまたずっと落ち葉が堆積しっ放しだったんですけれどもね。

このような維持管理の在り方でいいと考えているのか、その辺、執行部に厳しく言いたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

林道の維持管理につきましては、年2回、通行に支障のある箇所の除草作業、枝払いや道路の撤去作業などを委託しているところでございます。

こちら、台風や大雨、降雪などの自然災害の予報がある場合には、事前に現地の状況を確認し、安全確保の観点から、通行止めの措置を講じるなどの対応を行っております。

また、倒木により通行に支障が出た場合には、速やかに現場を確認し、撤去などの対応を実施しております。災害によって土砂崩れが確認された際には、災害復旧を行い、必要な修繕を行い、通行の安全確保に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 私が、堆積しているとか、倒木があるとか、不法投棄があるとかというのは通告書を出す前の段階なんですよ。通告書を出してから現地を見に行っただいしょうか。それならば、電線に枯れ木が倒れかかっている、私なんか大変危険だと思いますけれども、そういう電線に枯れ木が引っかかっているのを片したんでいしょうか、撤去したんでいしょうか。倒木なんかも片したのか、また不法投棄も片したのか、不法投棄はまた別か……、その林道関係について、撤去したのか伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

電線に枯れ木、それから倒木が接触しているということは認識しております。こちら、撤去につきましては、断線や感電、火災など、重大な事故につながる可能性があることから、東京電力のほうへ連絡しておりますけれども、撤去されていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 以前に、私、町道のパトロールは何を見てパトロールしているのかと、ガードレールの袖がなくて危険なこと、視線誘導標の反射鏡がもうなくて役目を果たしておらず、支柱が何本も立っていて、草刈り機の邪魔になると指摘したら、すぐに執行部は対応してくれましたけれども、今東電に連絡するとか云々とか言いましたけれども、倒木の処理とかそのものは、そういうことはすぐにやっていただけるんでいしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

こちら、本会議終了後、林道をもう一度見させていただきまして、通行に支障がある場合につきましてはすぐ撤去を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

町道もろとも林道のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、不法投棄について聞きたいと思ひますけれども、6名の不法投棄監視員や警察官と毎月パトロールを実施しているようだけれども、不法投棄を発見したときの対応はどのようにしているのか伺ひます。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

林道ではなくて、町全体ということで答弁させていただきたいと思ひます。

まずは、証拠といたしまして現場の写真を撮り、不法投棄をした者、いわゆる原因者の氏名や住所などの個人情報があるかを探します。その後、ごみは役場のほうに持ち帰れるものについては持ち帰ってまいりまして、一時保管しておき、原因者の個人情報があった場合には警察から原因者へ連絡をしていただき、町へ引取りに来るように指導してもらって、原因者に処分をしてもらっております。個人情報がなかった場合については、町のほうでごみを分別し、広域に出せるものは広域処分場へ搬入し、出せないものについては産業廃棄物の処理業者へお願ひをして処分をさせていただきます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 今、不法投棄云々、産業廃棄物の処理業者のほうに委託する云々という話を聞きましたけれども、ちょっと不法投棄に関して気になる数字を伺ひたいと思ひますけれども、最近3か年の不法投棄、令和4年、5年、6年のうち、それぞれ不法投棄の件数は何件あったか。

それで、ここ一番大事なんですけれども、委託したり、撤去してもらうために、町の予算をどのくらい不法投棄のために使っているのか、それが分かったら教えていただきたいと思ひます。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

不法投棄の件数ですけれども、令和4年度が45件、5年度が29件、6年度が35件、また処分の費用については、令和4年度25万4,000円、5年度37万円、6年度49万6,000円となっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 町で処理した件数、町で処理した金額は分かりましたけれども、反対に、原因者が分かるもの、証拠を探し当てることができまして、原因者を突き止めて、その原因者に片づけさせた件数、何件ぐらいあるか分かりますか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

令和4年度がゼロ件、5年度、6年度がそれぞれ1件ずつとなっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 時間も大分たっちゃって申し訳ないんですけども、最後に、これ一番大事かと思うんですけども、不法投棄の防止策、防止するために執行部としてはどのように考えているか伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

不法投棄の根絶というものは、先ほども町長申し上げたとおり、根絶には至っておりません。これには、不法投棄する方が早朝ですとか、人目につかないところ、そういうところを狙って投棄していると思われます。

対策といたしましては、全町民で監視して、通報等の活動を啓発していたり、町ぐるみでの環境保全に向けて取り組んでいくことが大事だと思います。それと、不法投棄されたものをそのままにしておかず、早急に処分できるものは処分するということも大事なかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 不法投棄の根絶は大変難しいかと私も考えております。実際、昔は休みの前、例えば土曜日休みだと金曜日の夜捨てに来るとか、そういうことがありますと、金曜日の晩に番をしていたとか、そういうことまで、昔は今よりもっと、こんな件数じゃ済まなくて、もっとあったし、大変だったかと思うんですけども、前任者が番をしていたとか、

夜中にパトロールしたとか、そういうことも聞いておりますので、今後防止策のためにいろいろ手段を考えていただいて、努力していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（柴田 孝君） 以上で7番、鶴岡喜豊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時30分からいたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時30分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉敏子議員。

○9番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。

9番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。

また、傍聴人の皆様は、午前中から引き続きありがとうございます。お疲れさまです。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1項目め、住民サービスの向上について伺いいたします。

住民サービスとは、自治体が地域住民のために提供する様々なサービスのことです。具体的には行政サービス、福祉サービス、また障害者の支援、また教育サービス、公共施設サービスなどがありますが、住民の生活を便利にし、より快適な地域社会を築くための基準となる重要な役割を果たしております。

現在、1階の役場の窓口で取り扱う業務内容が分かりづらく、職員に伺っている住民の方を多く見かけます。業務内容、受付カウンターや案内表示等を行うことは、スムーズな手続や問合せ対応を促すための有効な手段だと考えられます。具体的には、窓口で取り扱う業務

一覧、各窓口の担当業務等を分かりやすく表示することを、今までにも何度か提案をさせていただきましたが、住民の目線に立った住民サービスの向上について各課の受付窓口の業務内容、カウンターなどへ表示することを提案いたしますが、見解をお伺いしたいと思います。

次に、2項目め、被災者支援システム導入についてお伺いいたします。

被災者支援システムは、被災者台帳と住家被害認定調書、罹災証明書等の各種被災者支援の状況をデジタル技術で連携させ、生活再建に係る業務全体を電子システムにより共有、管理するシステムの導入について、本町はいつ協定を提携し、導入を目指しているのか見解をお伺いいたします。

次に、3項目め、マイナ保険証の普及と利用促進等についてお伺いいたします。

昨年の12月2日から従来の健康保険証は、新規発行がされなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行されております。円滑に移行するために医療団体との連携やあらゆるメディアを通じて、広報、展開をされてこられたと思いますが、地域住民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。そこでお伺いいたします。

1点目、マイナ保険証利用促進のための広報活動の取組についてお伺いいたします。

2点目、マイナンバーカードをいまだ保有していない方への対応についてお伺いいたします。

4項目め、使用済み紙おむつを新たなエネルギー源として再利用する取組についてお伺いいたします。

高齢化が進み、家庭や福祉施設などからのごみ一般廃棄物として排出される紙おむつは、年々増加しております。2030年度には排出量が年間245万から261万トンに達し、ごみ全体に占める割合は約7%にのぼるとの推計があります。使用済み紙おむつ、またナプキンと給水パットは処理が難しく、頭を悩ます自治体も多い中、リサイクルの取組が広がっております。

現在、全国で紙おむつのリサイクルを検討、実施している市町村は35前後ですが、環境省は30年度までは100自治体に拡大することを目指していますが、使用済み紙おむつを新たなエネルギー源として再利用する取組を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

次に、最後の5項目め、公共交通の利便性の向上についてお伺いいたします。

本町の公共交通の充実では、高齢者等外出支援タクシー利用助成と路線バスの運賃を助成されております。助成を受けるためには、助成対象者が事前に登録申請の手続等がもちろん

必要であります。また、町長の公約でもあります町内での移動支援策として、今年度、まずはバスの運行が休止となっている地区において、75歳以上の方を対象とした無料交通の実証実験を実施していくこととなっております。町民が一日も早く安心して移動できる環境を整えることは、重要な課題と捉えております。そこで、2点お伺いいたします。

1点目、路線バスの運賃の助成を受けるためには、助成対象者は高校、大学、専修学校などに通う学生の方、65歳以上の方、また高齢者等外出支援タクシー利用助成を受けている方となっていて、定期券や回数券が助成をされております。以前に、自転車通学の中学生がけがをしてしまい、3か月はバスを利用することになってしまいました。担当課に尋ねましたところ、助成対象者は高校生以上とのことで利用できないことがありました。

現在、要項には学校教育法第26号に規定する高等学校・中等教育学校・特別支援学校の高等部・大学・高等専門学校及び専修学校に在学している者、65歳以上の者となっておりますが、路線バス利用促進事業助成金についてお伺いいたします。

2点目、高齢者等外出支援タクシー利用助成について、利用しておられる方はとても助かっておりますとのお声をいただきます。今年度から75歳以上の方は、年間6,000枚も発行となり、とても喜ばれていますが、チケットを申請しますと、税状況など確認、事務作業等で二、三週間かかると思います。高齢者等の皆さんからは、タクシーチケットの申込みをする方は交通手段がなく申請させていただくので、受領するまで時間がかかり、交通手段がないため、頂きに行くのにも誰かにお願いをしなければならないので、何かよい方法はないでしょうかとのご相談がありました。もう少し工夫ができることはないでしょうか。

高齢者等外出支援タクシー利用助成についての申請について、お伺いいたします。

3点目、高齢者の町内無料移動支援について、現在の進捗状況をお伺いいたします。

1回目の質問は以上で終わりにします。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 各課の業務内容を受付窓口に表示し、住民サービスの向上を図ることについてをお答えします。

各課の取り扱う業務内容が来庁される方やお問合せをいただく皆様に明確に伝わるように、各課の名称を分かりやすいように命名しているところです。また、正面入り口の右手に総合窓口案内を表示を掲げるとともに、在席職員がお客様の要件をお伺いし、担当課へご案内しております。

なお、ご意見を踏まえ、お手伝いを必要とされる方をお見かけした際は、職員によるさらなる積極的な声かけを実施、対応してまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 9 番、本吉議員。

○9 番（本吉敏子君） 答弁ありがとうございます。

町長の答弁の中には総合案内がということでありました。総合案内の看板等がどこにあるか分かりませんし、裏口から来る方だとかいらっしゃると思います。そういう方に対してはどのような配慮をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

総合案内の表示でございますけれども、現在の税務住民課戸籍係のところに柱を立てまして、そちらに掲示をさせていただいております。

それと、裏口からのご入館、決してゼロではないことは承知しておりますけれども、基本的には裏口からの入室、入館について想定はしてございませんので、その際もエレベーター前には表示がございますが、具体的な形でご案内というものはしておりませんので、ご了承くださいと思います。

○議長（柴田 孝君） 9 番、本吉議員。

○9 番（本吉敏子君） 私自身が総合案内の掲示板が分からなかったというのもありまして、全く理解をしておりませんでした。

できれば、長南町とかはやっぱそういう問題があって、行っていただくと分かると思いますけれども、印刷をしてパウチをして業務内容を貼ってあって、それを案内を矢印をつけたりとかしてフックに掛けていたりとかということでもありますけれども、できれば各課の上に表示もされていると思います。そこにお金をかけずにすぐできるもの、シール的なもの、透明なシールの中に印刷ができるようなことができますので、業者さんに頼むのではなくて、そういうものを利用しながら作成していただきたい。

また、総合案内の、住民の方は、行かれてもすぐ出てくるということでもなく、すみませんとこちらで声をかけて出てきてくださるということが主ということで聞いております。その辺はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまご提案をいただきました長南町のケースにつきましては、今度改めて拝見するなどして確認をしたいと思っておりますけれども、基本的に庁舎内につきましては、現在も掲示してあるポスター等も見苦しくないように整理をしているところでございます。ですので、その長南町のスタイルが本町の庁舎内にマッチするかどうかについては、現場を確認させていただいた上でご判断させていただければというふうに思うところです。

それと、お客様が来庁され窓口にお見えになった際に、お声かけをしないとなかなか職員に対応していただけないというご意見でございますけれども、この辺につきましては、改めてその接遇に対する心構えを職員一同改めるように教示いたしまして、引き続き対応できるようにしてまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ検討していただきたいと思いますが、総合案内等は私も帰りに見ていきたいなというふうに思いますが、分かりやすく、皆さんが入ってきて入口からすぐ分かるような状況になっているのか、もう一度よく検討していただいて、お金をかけて立派なものを作ってくださいということではなくて、しっかりと皆さんが町民に寄り添っていただきながら見やすい、また長柄町役場来た時には、皆さん気持ちよく出迎えてくださったというような、そういう状況になることを望みたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

そして、庁舎の外の駐車場の看板も、以前も提案をさせていただきました。これは、昨年新たに看板をきれいに塗装されて、駐車区間で車椅子マークのある区画がありますが、昨年は車椅子マークのある区画だけではなく、ベビーファーストの表示がされております。身体障害者の駐車場は車椅子利用者だけではなくて、身体障害者、知的障害、また発達障害のある妊産婦、けが人、歩行の困難な方も利用できる思いやり駐車場という名称で駐車場を設けているところが結構あります。

これも以前に提案をさせていただきましたが、そのままっていうことで、例えばシールでも、今看板が立っておりますけれども、そういうところにも皆さんが分かりやすく親切な表示をしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほどの庁舎内の表示もそうですけれども、今回、駐車場のほうもベビーファーストというような形で再塗装をさせていただいたところでございます。

ご提案のその表示につきましても、本町の駐車場にマッチするかどうか、それも含めまして確認をさせていただき、またご教示いただければというふうに思うところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 今後、町民の立場に寄り添って考えていただきながら、また、ぜひ分かりやすい窓口業務の表示とともに検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2項目め、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 被災者支援システムの導入についてお答えします。

千葉県が導入した被災者支援システムは、先ほど議員ご案内のとおり、被災者台帳と住家被害認定調査、罹災証明書等の各種被災者支援の状況をデジタル技術で連携させ、生活再建に係る業務全体を電子システムにより共有、管理するシステムであり、災害時の行政手続の迅速化により、被災者の負担軽減に大きく貢献するものと認識しております。

このため町では、令和6年11月に県主催の千葉県被災者支援システム運用協議会へ参加したところであり、今年度内に被災者支援システムに係る契約に関する協定書を県と締結する予定であります。

なお、システム導入のメリットとしましては、住家被害認定調査や罹災証明の発行のデジタル化により、被災した町民の生活再建支援が迅速になるほか、同システムを保有する他自治体との応援体制の強化等について、大いに期待できるものと考えております。

また、本議会において本システムの機能強化、拡充のための建物被害認定調査モバイルシステム等の取得に必要な補正予算を上程しておりますので、ご理解の上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 今年度中にということで、目指しているということでお伺いしました。

ほかの自治体では、もう早く導入を目指しているということでありまして、ちょっと長柄町が今年度中ということですので、しっかりと、先ほど町長のほうからシステムの概要がとかメリットを教えていただきましたので、また、皆さんに分かりやすいような形というか、職員の皆さんもそうですけれども、できれば協定の内容についてお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

協定の内容につきましては、NTT東日本が提供いたします被災者システムにつきまして、千葉県が一括して行うものでございます。

原則として市町村の人口割規模等により負担をいたしまして、システムの設定等の初期費用等につきましては千葉県が負担するというようなものでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） それでは、今後の予定ということでちょっとお伺いしたいと思います。

具体的にどのような形で契約をされるのかということと、運用開始がいつからなのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

本来であれば4月1日に、その事業者と県が協定する際に併せてこの協定に参加する必要があったわけですが、年度末ぎりぎりにその仕様が分かったということで、本町につきましては、その仕様が確認できるまで見送っておったわけですが、

4月1日に協定が締結された町村につきましては、7月頃に運用開始が予定されているというふうに伺っております。

本町、これからになりますので、その後、どういう形になるかにつきましては、今後、予算のこともございますので、しっかり予算が確保でき次第、適切に対応してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 災害がないことが一番であります。また、梅雨入りもしましたので、

また能登半島地震、また石川県内の全市町村が導入していた被災者支援システムが今回の住家被害認定調査の業務効率化に大きく貢献したことから、今回、被災者支援システムを導入することで、住民の皆様に公正・公平かつ迅速な罹災証明書の発行と被災者台帳の作成、管理ができるようになるとともに、被災者への支援履歴の管理だとか、また状況、認識の統一など、生活再建支援における業務全体のマネジメントが可能となります。

自治体職員の方々の業務軽減にも貢献するということでも言われておりますので、今年度から総務課にも防災対策室も設置をされました。災害被災者支援室も被災者支援の相談等もできるようになりましたので、周知等を皆さんも知らない方たくさんいると思いますので、お願いしたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

実務的には実際に被害といいますか、災害が起きたときに、その被災された皆様に対して迅速に対応できるようなシステムでございますので、改めて活用というような点では、直接町民の皆様が知る必要がないということはございませんけれども、御存じなくてもご自身が恩恵を受けられるというか、そういうことはあろうかと思います。

ただ、今議員のご提案もありましたので、こういった形で町のほうも一旦災害が発生した際に、迅速に対応できるんだよというような形でご案内できるような場がございましたら何かしらの、例えば防災訓練ですとか、そういったことも今後予定されておりますので、そういったところでPRしてまいればというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目のマイナ保険証利用促進のための広報活動の取組状況についてお答えします。

マイナ保険証の利用促進に係る取組といたしまして、本町では昨年12月2日から従来の健康保険証の新規発行が停止されたことに伴い、これまでに広報ながらへの記事の掲載のほか、国の補助金を活用し作成したマイナ保険証の利便性等を案内するチラシを窓口に配置するなど、マイナ保険証の普及や利用促進を図ってきたところでございます。

国民健康保険加入者の場合ですと、本年7月末の保険証更新の際に、マイナ保険証をお持ち

ちの方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書といった、それぞれ異なる2種類の書類が交付されます。

また、75歳以上の後期高齢者医療の方につきましては、マイナ保険証を持っている、持っていないにかかわらず、全員に資格確認書を交付いたします。

発行される書類が混雑することから、広報ながら6月号においてご案内記事を掲載し、混乱の防止を図るとともに、国の補助金を活用したチラシを同封し発送いたします。

なお、そのほかの取組として、税務住民課のマイナンバーカード交付窓口において、希望する方に対しては、マイナンバーカード交付時に職員によるマイナ保険証の利用登録手続に関するサポートを実施しているところでございます。

マイナ保険証の利用促進については、国の広報資材等も活動しながら、引き続き広報やホームページ等で周知を図り、町民が安心して医療を受けられるよう丁寧に情報を発信してまいります。

次に、2点目のマイナンバーカードをまだ保有していない方への対応についてお答えします。

マイナンバーカードを保有するか否かについては、本人の意思により任意であることから、国民健康保険加入者の場合ですと本年7月末の保険証更新の際に町がマイナ保険証の登録状況を確認した上で、自動的に資格確認書が交付されます。8月1日以降、お手元に届いた資格確認書を医療機関の窓口に提示いただくことで、これまでどおり医療機関での受診が可能となりますので、ご安心いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。いろいろと工夫されて、掲載これからもしてくださいということで安心しました。

次に、国保また後期高齢者のマイナ保険証と紐づけされている方が、本町はどのぐらいいらっしゃるかを教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君） お答えいたします。

国民健康保険被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療費保険者のマイナ保険証の保有割合についてお答えいたします。

4月1日時点で、国民健康保険の被保険者につきましては69.42%、約70%がマイナンバーカードと紐づいている状況です。また、75歳以上の後期高齢者医療費保険者の方につきましても、71.28%がマイナンバーカードと紐づいている状況となっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

それでは、本町のマイナンバーを保有している交付状況というのが分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） では、本吉議員の質問にお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの交付状況については、5月末時点の申請件数で現在までに5,872件の申請を受け付けておりまして、人口に対する申請件数率約92%となっております。また、交付枚数につきましては、5,680枚でございまして、人口に対する交付率は約90%となっております。

保険証がマイナ保険証に移行することを受けて以降、お勤め先の会社などからマイナンバーカードを取得するようにと促されまして、申請に来られる方が増加している状況でございます。

税務住民課の窓口では、月に100件ほど受付対応を現在している状況でありまして、交付の際に希望する方に対しましては、職員によるマイナ保険証の利用登録手続のサポートを実施しているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） マイナンバーを取得するのに来庁された方からは、町の対応が本当によくしていただくということでよく伺っております。

例えば、今回、本町では来庁が困難な方に対して、マイナンバーカード取得申請についてできるように、何か取り組んでいることがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） 本吉議員の質問にお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの更新手続きでございますけれども、窓口に来られない方につきましては別の方法としては、必要書類、写真等をご用意の上、家族など代理人による来庁方式での申請、またはスマートフォン、パソコンでの申請、あとは郵便での申請が可能となっております。

なお、電子証明書のみ、電子証明書の更新手続きにつきましては、発行には対面での厳格な本人確認が必要でありますことなどから、必要書類をご用意の上、市区町村窓口での来庁方式による代理人の申請のみが可能となっております。スマートフォンやパソコンでの申請はできません。

次に、これまでの取組状況ということでお答えさせていただきますと、令和4年度に職員によるサポート支援として、交付時、希望者に対しまして国の経済対策の一環として実施しましたマイナポイントを付与する手続きのサポートや、今、佐藤課長からもお話がございましたとおり、マイナ保険証の登録手続き、また公金用の口座の登録手続きに関するサポートと併せまして、申請窓口に来庁できない方に対しましては町職員派遣により出前出張受付を実施しました。

実績としては、これも一概には言えませんが、広報が悪かったのかどうかはちょっと分かりませんが、個人宅で4件ほどございました。

今後も、長柄町も町民の皆様のご理解、ご協力を賜りましたかもありまして、現在交付率は約90%となっております。今後も引き続き、健康保険課と連携しつつ、マイナ保険証の普及促進と併せ、その都度、現状やニーズに応じて対応可能な範囲でカードの普及促進に努める取組を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

本当にスムーズに、皆さんが工夫していただきながらやっただいていただいているんだということがよく分かりました。ありがとうございます。

マイナンバーカードをもしなくしたら個人情報が出そうで不安だとか、マイナンバーを他人に悪用されそうで怖いというお声も多くあり、申請しない方がおられると思いますが、どんなメリットがあるのか、もう一度確認をさせていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤健康保険課長。

○健康保険課長（佐藤幸子君）　ご質問ありがとうございます。

マイナンバーカードは、セキュリティ面につきまして心配な方が多いということも伺っております。

マイナンバーカードのＩＣチップには、税や年金の情報、病歴等プライバシー性の高い情報は記録されていません。万が一、落としたりなくしたりした場合は、利用の一時停止の手続が24時間365日のフリーダイヤルで受付をしております。例えば、キャッシュカードやクレジットカードを持ち歩くのと同様に扱うように持ち歩いていただけるカードとなっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、ご心配のとおり、中にはマイナ保険証を持ち歩きたくない方や、万が一のシステム障害に不安を抱えている方、また施設に入所している方など、紙の保険証が必要な方がいらっしゃると思います。あとは、既にマイナ保険証を持っているけれども、途中で紙の保険証を持ちたいという場合もございます。このような場合は、申請をすることで紙の保険証を交付することが可能となっております。

これまでの保険証の対応と同じですが、ご本人のほか、ご本人以外の親族の方や介助者による代理申請も可能となっておりますので、そういったご不安がある場合には、健康保険課窓口にご来庁いただきまして、申請による交付というのが可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、少々お時間をいただくんですが、国全体の仕組みとして、国がマイナ保険証の普及を基本としております。

メリットについて2点あるんですが、まず、医療のデジタル化によりまして、正確なデータに基づく診療、薬の処方を受けられるということが期待されています。例えば、過去に処方された薬や特定健診等の結果が、ご本人が同意した場合に限るんですが、医師や薬剤師などにスムーズに情報共有することができるようになります。初めての医療機関にかかる場合でも、服用している薬や特定健診の結果など口頭で自分自身で伝えるというのは大変ですが、そのデータの共有により医師や薬剤師に正しい情報が伝わり、よりよい医療を受けることができると想定されています。

2つ目に、高額療養費制度限度額適用認定の手続が不要になるというメリットがございます。これまでは事前に役場の窓口に行き、限度額適用認定書を申請し、受け取ってから医療機関窓口に提出するという手続が必要でしたが、こちらが省略をされまして、マイナ保険証で受診した場合ですと、初めから医療機関の窓口で限度額を超える支払いが免除されるよう

になります。

このような内容を記載したチラシのほうを本年7月末までにお送りする資格確認書やお知らせと一緒に同封しまして、皆様に周知を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 丁寧な説明ありがとうございます。

私も入院だとか入所された方から、このカードを渡すのはできないということで、でも申請すると紙をもらえるということで安心しました。

また、マイナンバーカードの更新を早くされた方は、今年また更新の時期が来ていると思います。この更新の手続の周知についてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） 本吉議員の質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、18歳未満の方など一部の人を除くカード発行から10回目の誕生日までとなっております。また、電子証明書につきましては、証明書発行から5回目の誕生日までが有効期限となります。

マイナンバーカード、電子証明書ともに有効期限の3か月前から住所登録地の市区町村窓口において更新手続を行うことができます。

有効期限を迎える方につきましては、ご質問のお話もありましたとおり、有効期限の2か月、3か月前をめどに管理発行主体である地方公共団体情報システム機構、通称J-LISのほうから有効期限の通知書が同封された封筒がご自宅に郵送される仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） よかったです。

そうしたら、また更新をもし忘れてしまった、また切れてしまった場合だとかということに関しましては、先ほどのお話ですと申請する、もしそういうふうになったとしても、もう一回申請をすればできるというふうに伺いましたけれども、それで大丈夫なんですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 今後も、また住民の皆様に速やかに分かりやすく正しい情報発信に取り組んでいただきますよう、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、4項目めをお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、4項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 使用済み紙おむつを新たなエネルギー源として再利用する取組についてお答えします。

議員ご案内の使用済み紙おむつの再利用については、高齢化に伴う紙おむつ廃棄問題に対する指針として、環境省が使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを策定し、衛生的処理による資源のリサイクルリユースやパルプの再生資源化の活用方法を示しており、その中で自治体の役割として分別収集の促進、リサイクル施設導入への支援が挙げられています。

しかしながら、今のところ使用済み紙おむつについては、一般家庭からは一般廃棄物として、また病院、老人ホームなどの事業所からも事業系一般廃棄物として搬入され、衛生管理の面から焼却処分をしている状況でございます。

ご承知のとおり、本町含め郡内市町村の全ての一般廃棄物の収集や処理につきましては、一部事務組合を設立し、長生郡市で共同処理を実施しているところです。

このことから、使用済み紙おむつの再生利用等について、町単独での取組は困難なため、関係市町村と足並みをそろえてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 本町ではSDGsの観点から、また紙おむつ等の焼却ごみの大きな割合を占めていると思いますので、焼却時に温室効果ガスを多く排出していると思います。リサイクルすることで消却のごみを減らし、また環境負荷を低減できると思いますので、焼却ごみの削減になり、資源の有効活用、再利用の費用対効果も今後、見込めるのかどうかとい

うものも考えていかなければいけないことだと思います。

郡内町村と足並みをそろえていくということで、町長からは答弁ありましたので、今回は本町だけの問題ではないと思いますので、今後、紙おむつだけではなくて、またナプキン、また吸水シートなどの処理方法等、広域等で考えていかなければならない問題だと思いますので、ぜひ、また町長、声を上げていただきながら前向きに検討していただきたいというふうに要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後をお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、5項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の路線バス利用促進助成金についてお答えします。

現在、本町が実施している路線バス利用促進事業助成制度は、高校生以上の学生や65歳以上の方を対象としております。このことから、中学生が通学等のために路線バスを利用する場合は、例えけがなどの事情があるとしても、制度の対象外となることは十分に承知しております。

本制度は、町内に教育機関がなく、遠距離通学をせざるを得ない高校生以上の学生に対する教育分野の経済的負担の軽減を図ること。さらには、高齢者の積極的な社会参加の促進に資することを目指し制定したものでございます。こうした目的を実現し適正に運用するためには、一定の客観的な基準の下で対象者を設定する必要がある、現行の制度では利用頻度や事業、制度運用の安定的制約を踏まえ、対象を特定しているものです。

特例的な対応を行うことについては、ほかの利用者との公平性や制度全体の整合性を維持する観点から慎重な判断が求められると考えておりますので、近隣市町村の状況や関係者の皆様からのご意見も伺いながら、教育委員会と連携し対応策を模索してまいります。

次に、2点目の高齢者外出支援タクシー利用助成についてお答えします。

いわゆるタクシー券の交付については、年度当初など申請が集中した場合に、最大で2週間程度のお時間をいただいていることから、3月中の早めの申請をご案内しているところで

す。

窓口にお越しのお客様からは、当日など速やかに欲しいという要望は確かにあるところですが、町税の収税状況の確認などを経て発行を行っていますので、いわゆる即日交付は難しいところですので、ご理解を賜りたく存じます。

なお、申請される方のご事項によっては、郵送での対応やヘルパーや民生委員、ご家族へ

の代理交付も行っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、3点目の高齢者の町内移動支援事業の進捗状況についてのご質問につきましては、先ほどの宮坂議員への答弁と同様となりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 1点目に関しましては、本当に基準にのっとってということで、ほかの利用者さんとの慎重な判断をしていくということでお話があったと思います。

いろいろな状況はあると思いますけれども、要項の見直しだとか、また教育委員会とも連携して検討していくということでお話がありましたけれども、教育長、このお話聞いて何かありましたら、ぜひ伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 子供たちの移動手段については、様々な場面でいろんな課題がありますので、それも含めて考えていければというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

いろいろな面で教育長にまたお話をさせていただいたりとか、状況もよく御存じだと思いますので、今後、いろんな立場の状況があると思いますので、その辺を考慮しながら今後進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

高齢者等の外出支援のほうでも、即日は無理ということでお話がありました。郵送での対応、またご家族でもということであったと思いますが、独居の場合はどうしても誰かほかの方をお願いをして、バスまたタクシーチケットがありますので、どうしてもまた町に足を運ぶというふうなことになりますと、それはちょっと厳しいような状況がありますので、本当に郵送での対応ができるということを、もう少しよく周知をしていただきながら、その場合は返信封筒を入れるだとかということで、金券ですので、その辺はとても難しいことなのかというふうに思いますが、その辺はもう少し簡素化できるものは簡素化していただきながらやっていただけないかどうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君）　ただいまの本吉議員のご質問のほうにお答えいたします。

まず、初めの郵送での交付ということでございますけれども、今年、タクシーチケットの申請の告知のときに初めて郵送交付も可能ですよということで、こちらのほうを入れさせていただきます。

従来から福祉課のほうでは、申請される方とお話しして、個々の事情に応じで、先ほど言った代理交付なんかも行っております。その一環として郵送交付も行っておりますけれども、ぜひ、今回の申請月が早まったというところもありますので、ぜひ、事前にご相談していただいて、また私たちも、それをぜひご相談ください、こういう手段もありますということを広報等に盛り込んで丁寧な対応をしてまいりたいと思います。

それから、簡素化できるところというところがございますけれども、税情報の確認とか、このタクシーチケット自体はタクシーチケットというものを渡す行為ではあるんですが、こちらは当然町の税金を原資とした補助金の交付、給付事務という側面もございますので、こちらのほうの要項で定めている条件をきちんとクリアして、それでチェックして最後決裁するというところもありますので、スムーズに私どもも事務を行ってまいります。

先ほど2週間程度かかるというところも、これは最大値でございますが、実際にはお手元に届くまでに5日程度で発行しておりますので、今後とも皆様とお話ししながら、なるべく皆様のご要望に沿うような形を取ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田　孝君）　9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君）　ぜひ、よろしくお願いいたします。

とにかく高齢者でも分かりやすく、また使いやすい利用券にしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

3点目の高齢者の町内無料移動支援につきましては、先ほど宮坂議員も質問されておりました。今回、できるだけ皆さんは広報等に運転ボランティアの募集だとか掲載して、協力をしてもらえそうな、今から準備をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田　孝君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君）　ただいまのご質問にお答

えいたします。

宮坂議員のところでもお話ししたところでございますが、こちらについては町長答弁でもありましたように、9月補正で必要な費用について計上してきて、7年度内で実現するというところでございますので、こちらのほうとしても準備が整い次第、そういった今お話しになったボランティアの募集ですとか、そういった告知をスムーズにしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 宮坂議員もお話しをされておりましたけれども、とにかくやっぱりスピードが大事ではないかなというふうに思います。

皆さんが本当に期待しておりますので、早期実現、また空白地のパスがなくなった地域からということでありましたけれども、できれば町内全てが一気にできるような体制ができるように、ぜひ一緒に実証実験ということではなくて、まずは始めてみるのが大事ではないかなというふうに思いますので、その辺をよく考えていただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） お答えします。

繰り返しになってしまいますけれども、私どものほうも先ほどの町長答弁のとおり、9月補正で費用を計上して、その中で7年度内というところでございますので、そこでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 町長の公約でもありますので、町民の皆様は協力をしていただけたところは協力していただけたと思います。なので、ぜひ早めに告知をしながら進めていくことが一番大切ではないかなというふうに思いますので、ぜひ早めに、少しでも早く実現できることを願いながら応援していきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 以上で、9番、本吉敏子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時35分からいたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時35分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 佐久間 繁 英 君

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間繁英議員。

○3番（佐久間繁英君） こんにちは。3番、佐久間繁英でございます。傍聴人の皆様には、午前中に引き続いてのご清聴ということで、大変ありがとうございます。

気象庁の発表によりますと、昨日10日に、こちら関東も梅雨入りしたということでございます。これからしばらくはうっとうしい日々が続いていきますが、皆様には体調等崩されないようご注意をいただければと存じます。

そして、今年の梅雨は、期間が短い割には雨の量は昨年どおりというようなお話で、短期集中型だというふうに言われていますので、災害の備えについても改めてご留意いただければと存じます。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより私の一般質問に入らせていただきます。

まず、1項目めです。1番、地方創生交付金の活用についてでございます。

今年度、国は地方こそ成長の主役と位置づけ、地方創生を重点施策に掲げ、地方創生交付金2.0を布告しております。そこで、この交付金の活用について質問をさせていただきます。

①諸物価の高騰に対応する施策として、物価高騰重点施策交付金の活用について、ほぼ全品目にわたって物価が高騰している中、消費の下支え等を通じた生活者支援として国から物価高騰重点施策交付金が交付されたと聞いております。

町は、この交付金を有効活用する方策として、今年度も地域応援券の発行を考えているか伺いたいと存じます。

②になります。地方創生拠点整備交付金の活用について（公園立地計画等）でございます。公園立地計画について、上記の交付金が活用できるのか伺いたいと存じます。

③です。低所得者、住民税非課税世帯への交付金を活用した支援について、その対象者及び現状について伺いたいと存じます。

2番です。空き家対策について、高齢化や若者の町外転出等により、町内で空き家が増えってきました。私の自治会においてもお年寄りが亡くなったり、転出があったりで、空き家が目立ってきております。今後も増えていくと思われる空き家について、町としての対策を伺いたいと存じます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 1点目の今年度の地域応援券の発行についてお答えします。

エネルギー価格や食料品など物価高騰の影響に対し、町民の皆様の家計を応援することを目的として、令和4年度から地方創生臨時交付金を活用し、地域応援券発行事業を実施してまいりました。

今年度におきましても、同様の目的で事業を実施したく、本定例会の補正予算としてご提案申し上げております。

事業の概要といたしましては、総事業費2,560万3,000円を計上し、6月1日現在の住民基本台帳を基準に、お一人当たり3,500円分の地域応援券を配布するものです。

発行は準備ができ次第を考えておりますが、予定では8月のなるべく早い時期に皆様にくよう取り組んでまいります。

本事業が町民の皆様の家計負担の軽減に寄与することともに、地域経済の活性化につながるものと考えておりますので、ご理解を賜ればと存じます。

次に2点目の地方創生拠点整備交付金の活用についてお答えします。

デジタル田園都市国家構想・拠点整備タイプの交付金につきましては、観光振興や農林業の活性化など、地域の特性を生かした地方創生を推進するための拠点施設の整備を支援する制度であり、建築物及び建築物以外の施設が交付対象となっております。

しかしながら、本交付金は、原則として町が保有する建築物と一体的に活用する施設であることが要件とされているため、現在計画している公園整備事業への直接的な活用は、現時点では難しい状況にあります。

公園整備事業は、地域住民の皆様にとって憩いの場を提供し、生活の質を向上させる重要な施策であることを認識しておりますが、残念ながら当該交付金の要件には合致せず、本町が計画している公園整備に当該交付金を活用することは困難でございます。

町といたしましては、今後も関係機関などと連携を図りながら、様々な資金調達の可能性を模索し、町民の皆様にとって魅力ある生活環境の整備に努め、引き続き、地域の発展に資する施策を積極的に推進してまいります。

次に3点目の低所得者、住民税非課税世帯への交付金を活用した支援についてお答えします。

現在実施しております、令和6年度住民税非課税世帯へ3万円の給付と、当該非課税世帯に属する18歳以下の児童が含まれる場合は、児童1人につき2万円加算する低所得世帯支援給付金については、先月末で受付を終えまして、今月27日に最終の振り込みを行うこととしております。

また、4月末時点の支給世帯数は718世帯、児童に対する加算は33世帯57人であり、支給総額は2,268万円となっております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

それでは、ただいま町長の答弁をいただきましたので、これより再質問をさせていただきたいと存じます。

まず、ただいまのお話の中で、応援券の発行を予定しているということでございます。私も、これまで多くの町民の方から応援券を頂いてとてもよかったというお話を聞いております。令和4年度からこれまで3回、応援券が発行されていると思いますけれども、それぞれ年ごとの利用率というのが分かれば教えていただきたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

過去3年間の利用率につきましては、令和4年度は対象者6,479人、利用率97.26%、令和5年度は対象者6,353人、利用率96.34%、令和6年度は対象者6,246人、利用率96.64%でございます。

いずれの年度においても高い利用率となっており、住民の皆様幅広く活用されていること

が伺えるものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 3 番、佐久間議員。

○3 番（佐久間繁英君） ありがとうございます。今、課長のおっしゃったように、数字的に非常に高い利用率であるということが分かりました。

あと、事業者の方の反応についてはお分かりになりますか。教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

昨年度の事業終了後、地域応援券を取り扱った加盟店68店舗を対象に、アンケート調査を実施し、うち34店舗から回答をいただきました。

設問では、地域応援券を取扱いしたことによる売上げ、来店客数、新規顧客数の変化及び加盟店として感じたことについてお聞きしたところでございます。その結果、売上げが増えたと回答した店舗は38.2%、来店客数が増えたは41.2%、新規顧客数が増えたは23.5%という結果で、いずれの項目も減ったという回答はございませんでした。

また、自由記述の感じたことについてですが、来年以降も継続してもらいたい、町民の交流に役立っている、応援券で買い物ができてうれしいという会話が合った、地域を盛り上げることで非常によいという前向きな意見が寄せられてところでございます。

これらの結果から、地域応援券事業は町内での一定の経済効果に加え、町民の皆様への物価高騰対策支援として地域活性化に貢献しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 3 番、佐久間議員。

○3 番（佐久間繁英君） ありがとうございます。68件中34件ですか。約半分の事業者の方から回答いただいた、その回答の内容について、前向きにいい結果につながっているのはいいか、顧客も増えた、あるいは売上げも増えた、新規の顧客もということで、結果的にいい結果につながっているということで理解をいたしました。

先ほどの町長のお話にもありましたけれども、1人当たり3,500円の交付額ということでございますが、これについて上乗せは難しいということでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

地域応援券の発行額につきましては、国の地方創生臨時対策交付金を活用するに当たり、交付限度額が示されておるところでございます。

昨年度1人当たり3,000円の発行額としておりましたが、今年度は国から示された交付限度額の範囲内で物価高騰への支援として1人当たり3,500円に増額したものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

昨年、3,000円から見ると3,500円ということでございますけれども、先ほど私のほうでちょっとお話しした応援券をいただいてとてもよかったという、それぞれ多くの方からの声の中に、もう少しもらえたらもっとよかったという、そういう声もありましたので、その辺を伺わせていただきました。ありがとうございます。

私としては、この事業は物価高に対する家計の負担軽減、また町の活性化、そして公平性という面でとてもいい対応だというふうに思いますけれども、近隣市町村の状況について、分かれば教えていただきたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

近隣市町村の状況といたしましては、長南町と白子町が地域応援券事業を、また一宮町はプレミアム商品券事業を実施する予定であると把握しております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

近隣町村においても同様な方向性を出しているということで、足並みがある程度そろうのかなというふうにも考えます。

最後になりますけれども、発行方法については、これまでと同様になるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

地域応援券の発行業務につきましては、前年度と同様に地域応援券の作成や広報用パンフレット、加盟店の掲示用ポスターの作成、また加盟店の募集、登録、換金業務を商工会へ委託し、地域応援券の封入、発送については町で実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 3 番、佐久間議員。

○3 番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

地域応援券、これまでは発行時期については10月、あるいは11月くらいだったと思いますが、けれども、先ほど町長のお話にもありましたけれども、8月に発行をしたいということで、8月に発行できれば農繁期等にも活用できるかなというふうにも思いますので、できるだけ早く町民の皆様にお渡しして、有効活用できるようにお願いをしたいと存じます。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

やはり、先ほどのお話の中で、拠点整備交付金の活用については公園立地について難しいというお話がございました。建築物等一体的に活用する施設への交付金であって、活用は困難ということでございますが、町としては、この公園立地計画において施設を併設して計画するというような、そういったことは考えていないということでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 答えいたします。

施設の有無については、現時点では申し上げられませんが、公園の計画の際には、一昨年実施した公園に関する住民ワークショップや様々な意見を参考にしながら計画してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 3 番、佐久間議員。

○3 番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

私としては、公園立地予算の確保に向けて、町としまして県や関係機関に積極的に働きかけていただいて、このような交付金等々も含めた資金調達に向けた模索を何とかお願いした中で、町のシンボリック憩いの場として町民皆様が利用できるようなすばらしい公園にしたいとお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいと存じます。

続きまして、次の質問に入ります。

低所得者、住民税非課税世帯への交付金支援ということでございます。こちらには、昨年、

先ほどのお話の中で、令和6年度の支給世帯数は718世帯ということでございますが、これは前年から見て、この世帯数は増えているのでしょうか。減っているのでしょうか。分かれば教えていただきたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年度に本町を入れて全国的に非課税世帯に対して2回、7万円と3万円の給付を行っております。そのときの数でございますけれども、まず最初の3万円の非課税世帯への給付が725世帯、2回目の7万円の給付につきましては735世帯となっておりますので、それと比較すると減っているものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

これ、一概に比較できないかとは思いますが、低所得者世帯、非課税世帯が減少しているということは、この1年の間に一定の収入が確保されて、生活力の向上につながっているのかなというふうに思いますが、今後においても、この低所得者世帯、あるいは非課税世帯は一定数必ず出てはくるというふうには思いますが、福祉課としてはこのような世帯に対してどのようにフォローしていくのか、お聞かせをいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどお話がありました低所得世帯、非課税世帯は、数の上では減っていたところでございますけれども、こちら国の賃金上昇の流れとか町全体の人口数や世帯数などの減少で減っているところもあると思います。

それと同時に、今、物価高騰の流れがありまして、低所得世帯、非課税世帯を巡る生活環境というのは、決してよくなっているものではないと思います。そういった中で、こういった方々、一生懸命生活されている中で、やはり不測の事態が生じることがあるかと思いま

す。そういったときには、福祉課にあります国とか県とか、あるいは町の諸制度を活用して丁寧な支援を受けていければと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

ぜひ、そのように町民の方に寄り添ったようなサポートをしていただいて、こういった低所得者、非課税世帯の方々が迷わないように、ぜひともよろしくをお願いをしたいと存じますので、お願いをいたします。

最後になりますけれども、この世帯及び児童も含めた交付金、これらについては全て口座振り込みということでよろしいでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長兼包括支援センター長兼福祉センター長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在、ほぼ全てが口座振り込みでございます。

以上でございます。

○3番（佐久間繁英君） はい、分かりました。

続いての質問についてお願いをいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 空き家対策について答えします。

空き家の増加は、地域社会に様々な影響を及ぼす重要な課題であると認識しており、本町では空き家バンク制度の推進に取り組んでいるところです。

しかしながら、現状では空き家バンクへの物件登録数が十分とはいえず、これが制度活用の大きな課題となっております。そのため、昨年度には空き家の実態を把握するための調査を実施いたしました。今後は、この調査結果を活用し、所有者への働きかけを強化するなど、空き家バンクへの登録促進を図り、より多くの空き家の利活用が進むよう努めてまいります。

なお、本町では空き家を活用した起業・創業支援にも取り組んでおり、今後は、こうした取組をさらに発展・拡充させ、空き家の多様な活用モデルとして定着を図るとともに、地域経済の活性化にもつなげてまいります。

空き家問題は、単なる住宅の課題にとどまらず、防災や防犯、景観の維持、さらには地域経済への影響など、幅広い分野に関わる課題であると認識しております。そのため、地域や関係機関と連携しながら、総合的な視点で空き家対策に取り組んでまいります。

町といたしましては、今後も安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に向け、空き家対策に継続的かつ積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

ただいまのお話の中で、空き家の実態調査を行ったということでございますけれども、その結果について教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 空き家の実態調査についてお答えいたします。

昨年11月から本年1月末にかけて、空き家バンク登録の促進を目的に、町内の水道閉栓状況を参考にした空き家の抽出作業を実施いたしました。あわせて、平成28年度に空き家調査を実施しましたが、その結果も踏まえ、再度現地確認を行うなど、活用可能な空き家の把握に努めたところでございます。

なお、空き家の抽出、現地調査につきましては、移住相談を委託しています移住・定住コーディネーターに依頼し対応を進めたものでございます。

その結果ですけれども、町内の水道閉栓件数は倉庫や作業所などを含めまして489件となっており、そのうち117件が空き家と確認されました。さらに、その中で活用可能と思われる空き家が42件ございました。

なお、調査の過程では、草木に覆われて家屋の全貌が確認できない物件や進入路が不明で現地到達が困難な物件も一定数存在することが判明しております。

空き家バンク、現在登録利用希望者数は延べ450名を超えておりますが、町長の答弁もございましたけれども、実際に募集中の物件は非常に少ない状況でございます。

このような状況を踏まえて、今回の調査で抽出された42件につきましては、空き家バンク登録を働きかけて、登録物件数の増加を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

今、調査された中の42件については、町のほうで空き家バンク登録を進めるということでお話が今ございましたけれども、防災、あるいは盗難、有害鳥獣からの被害等々、景観等の面から見ても空き家バンクを有効的に利活用されて、少しでも空き家が整備されていくというように取組をぜひともお願いをしたいと思います。

空き家バンクに登録された中で成約件数は何件あるか、お分かりになりますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 成約件数についてお答えします。過去5年間でよろしいですか。

令和2年度が12件でございます。そのうち移住してきた方が7世帯15名、令和3年は15件、移住された方が8世帯11名、令和4年が7件、移住された方が1世帯1名、令和5年が7件、移住された方が3世帯4名、令和6年が6件、そのうち移住された方が2世帯2名、過去5年間の合計で47件、うち移住された方が21世帯33名が移住されております。

移住・居住以外での活用としましては、別荘としての二地域居住が最も多く、その他事務所などに活用されております。

なお、参考まででございますけれども、空き家バンクを通じ移住された方は、平成27年から昨年までの10年間、49世帯94名が移住しております。移住後、婚姻が3組と出生が4名を含めると約101名が空き家バンクを通じて移住されてきたというふうな結果になっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間議員。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。101名の方々がこちらに移住されて住まわれているというようなことで、お話が今あったようでございますけれども、この空き家バンクがぜひとも有効に、今後とも移住あるいは別荘も含めて利用されるように、利活用されるように、また、町としての取組をぜひともお願いをしたいと存じます。

最後になりますけれども、空き家を活用した起業あるいは創業支援に取り組んでいるということでございますが、こちらについての実績等があれば教えていただきたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

令和５年度に創業支援補助金交付要項の一部改正を行いまして、町内の空き店舗や町の空き家バンクに登録されている空き家を活用して創業する場合に、補助金の上限額を引き上げたところでございます。これにより創業を促進するとともに、地域の空き家や空き店舗の有効活用を図ることで、町内の空き家対策にも寄与するものと考えております。

この改正は、令和６年度から施行しており、実績としては１件、空き店舗を活用して創業された方に対し創業支援補助金を交付しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） ３番、佐久間議員。

○３番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

実績は１件ということでございますけれども、引き続き、また起業あるいは創業支援に向けた空き家の活用ということで、取組のほうをぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

空き家が増えていく要因としましては、少子高齢化や転出者との相続問題等、様々なことが考えられると思いますけれども、空き家を放置しておくと税金が高くなる、取り壊して更地にしても税金が上がるということでございますので、ぜひ町として空き家バンクへの登録を進めていただく中で、空き家が有効利用、有効活用されるよう一層の取組強化をお願いをいたしまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） 以上で、３番、佐久間繁英議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は１５時２０分からいたします。

休憩 午後 ３時０９分

再開 午後 ３時２０分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 智恵子 君

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋智恵子議員。

○5 番（高橋智恵子君） 5 番、高橋智恵子でございます。傍聴の皆様には、お忙しい中、ありがとうございます。

日頃、月岡町長はじめ、町職員の皆様には町運営にご尽力いただき、ご苦労さまでございます。また、5 月には町政施行70周年を迎え、これから先も持続可能な町として、また町民に寄り添った住みやすい町になるよう努力をしていただければと思います。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問に入ります。

3 月議会定例会において、町長から施政方針が述べられました。6 つの柱がありまして、その中の一つ、人が清らかに潤う美しく安全な町づくり、生活環境の整備とあります。私たちにとって、安心・安全な生活はあって当たり前のようですが、昨今、いろいろな面でその生活が脅かされているのが実情です。

防災においては、3 月議会で質問をいたしましたので、今回は別の面から質問をいたします。

交通安全防犯対策、1、こども園や学校では交通安全教室等を行っているが、町民に対しての啓発活動は実施しているか。

2、長柄町安全で安心なまちづくり条例において、事業補助金の交付要項が定められてあるが、交付事業はあるか。

3、ガードレール・ミラー・防犯灯等の整備は充実していると考えているか。

4、スクールガードの取組状況をお聞きしたい。

5、スロー・フォー・キッズの取組導入についてもお聞きしたい。

生活環境の整備、1、児童・生徒の通学路の危険箇所などの把握、整備について現状をお聞きしたい。

2、令和7 年度から美化作業員を配置し、美しく安全なまちづくりに努めるとあるが、取組をお聞きしたい。

3、町内河川の水質検査についてお聞きしたい。

4、脱炭素化社会へ向けて役場庁舎の改修を行う予定以外に、町民や町内事業所に向けての啓発は考えているか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、1 項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） それでは、1項目めの1点目の町民に対しての交通安全に関する啓発活動についてお答えします。

町民への啓発活動につきましては、町交通安全協会の協力により、町農林商工まつりでの交通安全ノベルティグッズの配布や、交通量の多い町内主要箇所の交差点における街頭指導を行っているところです。

また、地区社協が行うお楽しみ会での70歳以上の高齢者を対象とした、茂原警察署による交通安全講話の実施、交通安全協会や警察、学校、町が連携した春と秋の交通安全週間における交通安全啓発活動の展開がございます。

こうした展開を通じ、継続的に地域の交通安全意識の高揚を図り、事故防止へつなげてまいります。

次に、2点目の長柄町安全で安心なまちづくり条例に基づく補助金の交付状況についてお答えします。

本事業は、町民の生活安全意識の高揚と犯罪、事故等を防止するための自主的な安全活動を実施する団体に対し必要な支援を行うもので、現在、町防犯組合と茂原法人会長柄支部が行う防犯パトロールの2事業に対し活動資金の助成を行っております。

次に、3点目のガードレール・カーブミラー・防犯灯等の設置状況についてお答えします。

初めに、ガードレールの設置につきましては、道路の形状や交通量などの様々な要素を踏まえ、法令に基づき整備をしています。

一方で、地形的な制約や道路幅員の関係で設置が困難な箇所も存在しており、そのような場所については、路面処理や視線誘導標の設置などによる安全対策に努めているところです。

次に、カーブミラーの設置ですが、主要な箇所への設置は完了していると考えており、現在は、汚損や破損した箇所の交換など維持管理が主体となっております。

最後に、防犯灯の設置ですが、幹線道路など道路照明を含め主要箇所への設置はできていると考えております。

これらのことから、引き続き、これらガードレール等の安全設備の整備については、設置基準や警察署などの関係機関との協議に基づき取り組んでまいります。

次に、4点目のスクールガードの取組の状況については、この後、教育長に答弁をさせます。

最後に、5点目のスロー・フォー・キッズの取組についてお答えします。

一宮町が令和5年に、睦沢町と長生村が今年宣言し、啓発物資を作成し活動を始めていま

す。本町においても、既に活動を始めているこれら町村を参考に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 4点目のスクールガードの取組の状況についてお答えします。

令和6年度は、長柄小4名、日吉小8名のスクールガードが、児童の安全な登下校に協力をさせていただいております。

主な活動として、年間を通して小学生の登下校時にパトロール・見守りをし、児童の安全を見守ったり、危険箇所には防犯用立て看板を設置しております。

昨年度の活動実績といたしまして、長柄小学校では、5月にスクールガード会議、児童との対面式、7月に長柄町通学路安全確保に係る合同点検、1月に3年生が交通安全マップの調査、3月に3年生が作成した交通安全マップを2年生に発表する等の活動しております。

日吉小では、4月の朝の交通安全指導に始まり、5月から6月にかけて通学路危険箇所点検や報告、その後、3月までの間に横断旗入れや防犯パトロールベストの購入等の活動しております。

このように、児童の安全確保のために多くの保護者や地域の皆様にご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） まず、交通安全・防犯に対して、町民に対しての啓発活動ということではありますが、特に高齢者について、高齢者の交通安全とか防犯、詐欺等に対して、今のお話ですと、地区社協のほうのお楽しみ会等と通じて活動しているということをお聞きしましたけれども、このようなことは定期的に行ってくださっているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

私どものほうで把握している点では、ここ数年では1回だけやっていただいたというふう聞いておりますので、定期的な開催というよりも、毎年テーマを設けてやっているように認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） 年々、こういう高齢者についても、こういった問題は本当に事故が多くなっておりますので、そういうことも含めて、どんどん啓発活動をしていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、安心・安全なまちづくり条例において、事業補助金の交付がされているということですが、町防犯組合の活動内容というのはどういったものがあるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現在、防犯組合のほうは13名で構成させていただいておりまして、警察が行う防犯捜査及び犯罪の未然防止について協力し、民警一体となって防犯活動を推進することということを目的として活動していただいております。

現在は、偶数月第3土曜日に夜間、町内の巡視を行っていただいたり、夏休み、また年末には特別に日程を予定いたしまして、町内の巡視を行っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） この補助金に対しては22事業ということで、今お話がありました町防犯組合と法人会の防犯パトロールということでしたけれども、不法投棄監視員の助成というのは、この事業でなくて別の補助金からということになっているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

不法投棄監視員につきましては、補助金という形ではなくて、毎月パトロールしていただいた際に報酬をお支払いしているというものでございます。

ちなみに、県からの補助金を2分の1いただいております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） 午前中にも不法投棄の活動について、ちょっとお話が出ておりましたけれども、この不法投棄、犯罪にもつながって、これが本当に犯罪の温床につながる場合

もあるかと思っています。

実際に、この長柄町においても、最近は中国人とか外人の方も増えてきておりまして、実態のない事業を行っていて、大変近隣の町民の方が不安に思っているというお話も聞いておりますので、犯罪という面からも、そういった防犯組合の方とか法人会の方に、防犯パトロールの方にも十分監視をしていただいて、しっかりと行っていただければと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

基本的には法人会長柄支部の方々については、子供たちの見守りというのがやはり主になってまいろうかというふうに認識しております。

一方で、防犯組合のほうは、まさに今議員がおっしゃったような活動も踏まえた、犯罪の温床になりかねないというようなこともございますので、そういった点でも、そういう不法投棄がやりやすくなるような時間帯にパトロールをお願いしております、夜間にさせていただいておりますので、そういった意味では、お願いできるのかなというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。本当に、以前、グレーチングが盗まれたとかいろいろ、本当にやっかいな物騒な話も聞きますので、その辺、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、スクールガードについてお聞きをしたいと思います。

スクールガードへの補助金というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ありがとうございます。お答えします。

補助金、あります。スクールガード事業については、長柄町補助金等交付規則第14条の規定により、各小学校に年間4万円ずつ計8万円の補助金が交付されております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） 次に、交通安全指導をしているというお話でしたが、指導場所というのはどのようなところがあるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ありがとうございます。お答えします。

交通安全指導場所ということによろしいですか。

各小学校では、交通安全指導上、特に指導が必要と考えられる地点にはスクールガード、地域の保護者、学校職員が指導で立っています。主な場所としては、長柄小学校区では道脇寺変則五叉路とか、味庄横断歩道とか、長柄小正門前横断歩道とか、バスの発着もごいますので、長柄小学区でした。

日吉小学区では、神崎商店交差点前とか、山田商店前交差点とか、三ツ又の交差点などが挙げられます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） 今お聞きしたところ、大変道が交差していたり、交通量が多いというところですが、そこに必ず人が立っているというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ありがとうございます。

いつも必ず人が立っているのかでよろしいですか。

それぞれの小学校の正門前や山田商店前や味庄の横断歩道などでは、数名立っていると認識しております。

ただ、全ての場所にいつも誰かが立っているわけではなく、4月や9月や1月などの学期始めの一定期間、スクールガードとか保護者、学校職員が現場で安全指導をしているところがございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） そういった場所は、4月の最初、学期初め等にはよく先生方が立っ

ているかと思うんですが、そういうところに先生と大人がいなくても、しっかり子供たちに対しては、そこは危険だから注意するようというふうな十分な認識は、子供たちはしているとお考えでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

例えば、長柄小学校では廊下に学区内の危険な箇所について、ここはこうだよ、木が多いからとか、交通量激しいからという安全マップみたいなものを掲示して、そういう安全意識の啓蒙をしています。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） 例えば、私、茂原に行くときに見かけて、よく朝とか夕方、どう見ても保護者じゃない、もうちょっと高齢の方とかが毎日立っているような部分も見受けることがあるんですが、長柄町でも、例えば町民の方がボランティアというか、自主的にそういうところに立っていただいてやっているような方がもしいたんだとしたら、私はよく教育に関する表彰等ありますので、そういうときの全校登校で表彰していただけたらいいなと思ったもので、そういう例がございましたら、よろしく願いをしたいと思います。

次に、スロー・フォー・キッズの取組についてですが、月岡町長も御存じのように、一宮町から発足して、近隣でも広がっております。

今回、ぜひ長柄町でも提案をしてほしいというお話がありましたので、今回、質問に入れたわけでございますが、本当に横断歩道に渡ろうとしている人がいても、まだまだ止まらない車が多いと思います。

例えば片側の車が止まると気がついて、もう反対側の車が止まるということも多いんですが、まだまだ本当に子供——もちろん子供だけでなく、人に対して車というのはまだまだ認識が甘いというところがありますが、特に子供に対して、子供を見たら20キロぐらいにスピードを落とそうよというような取組かと思いますが、ぜひ、この辺、積極的に長柄町でも、ながランを入れたステッカーを作っていただいて、取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、ご紹介もありましたとおり、既に近隣の町村では始めているところがございます。

この機会に、それら参考にいたしまして、今お話もありましたけれども、ステッカー等を作成し、周知を図りたいと。できれば9月議会等で予算を取らせていただいて、宣言に至ればというふうに考えておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） これから学校の統合等もあり、いろいろ保護者の送り迎え等いろいろな車や交通事故に対しての不安な声がいろいろ聞かれておりますので、そういったステッカーを例えば車のバックというんですか、そういうところにも貼っておけば、後ろの車も気がつくし、ぜひ子供たちのために進めていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、大きな2項目めの生活環境の整備についてお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 2項目め、1点目の児童・生徒の通学路の危険箇所などの把握・整備については、この後教育長に答弁させていただきます。

2点目の美化作業員の配置についてお答えします。

道路への不法投棄ごみの回収や通行の支障となる竹木の迅速な伐採など、生活環境美化の推進のため、今年度から美化作業員の配置を行うこととしたところです。

しかしながら、現在のところ応募がない状況となっております。

美化作業員の配置に向け募集を継続中でございますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の町内河川の水質検査についてお答えします。

町では、町内の河川のうち過去に大規模埋立てが行われた下流や3本ある主要な河川の行政界付近などの合計9地点で水質検査を行い、町民の生活環境保全及び自然環境の保護に努めています。

主な検査項目といたしましては、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数、pH値、全窒素濃度など科学的性状や微生物検査を実施しています。

昨年度実施した水質検査の結果につきましては、大部分の地点において環境基準をおおむね満たしており、良好な水質が維持されているものと評価しています。

最後に、4点目の脱炭素化社会へ向けて町民や町内企業への啓発についてお答えします。

国が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、町民・事業者・行政が一体となって取り組むことが不可欠であると認識しており、啓発活動や支援施策を展開しております。

まず、啓発活動につきましては、資源エネルギー庁が発行する家庭や事業者が日常生活や業務の中で実践できる具体的な省エネ対策を紹介した省エネメニューパンフレットを町ホームページに掲載するほか、町公共施設での啓発ポスターの掲示を実施しているところです。

次に、支援施策につきましては、家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン電池システム、電気自動車など、住宅用設備等を導入する方に対し補助金を交付しています。

今後も、脱炭素化に向けた理解と行動が町民・企業全体に浸透するよう、分かりやすく実践的な情報発信と支援策の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 1点目の児童・生徒の通学路の危険箇所などの把握・整備についてお答えいたします。

本町では、平成24年度に全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成25年度に通学路の安全確保に向けた通学路交通安全プログラムを策定しました。

各小中学校では、毎年春に保護者から危険箇所の報告を吸い上げ、教育委員会でそれを取りまとめ、夏に関係機関の方々と現地へ行き合同点検を実施し、秋以降に順次、改善を図っていくという流れになっております。

今年度も7月に合同点検を実施し、その後、おのおのが対策工事を実施していく予定となっております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） まず、児童・生徒の通学路の危険箇所の把握ということですが、危険箇所というのは何をもって定める定義というんですか、何をもって危険とみなすのか、定義をお聞きできればと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） 危険の定義でございます。

通学路の危険とは、子供たちが学校へ通学中に遭遇する可能性がある安全を脅かす要因のことです。具体的には、交通量が多い道路とか、歩道が狭いとか、信号がない横断歩道とか、死角になりやすい場所、また雑草が生い茂った場所、ガードレールがない場所などが危険箇所として挙げられます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） 本年も毎年7月頃に行っているかと思うんですが、今年はまだ7月になっていないので、例えば昨年の7月に合同点検を行ったときの危険箇所の現地確認について、詳しくお話を聞ければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

昨年度の危険箇所現地確認の状況ですが、通学路の危険箇所は22か所、町道や県道を現地確認しました。長柄小学校から9か所、日吉小からは10か所、長柄中からは3か所の危険箇所への要望がありました。

対応策としては、定期的な除草や支障木の剪定、外側線やグリーンベルトの再設置などを行った次第でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） 確認をして実際に要望があったということですが、県とか町に対して要望して、それが通ったというような箇所があれば教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ありがとうございます。2か所ほどご説明します。

まず、主要地方道市原茂原線における山田商店前の横断歩道が薄くなり、見えづらいという要望を出したところ、早速警察のほうで迅速に横断歩道の再設置、引き直しをしてくださ

いました。

2つ目の例としては、町道1389号線迫分地区の歩行者用グリーンベルトの再設置や堆積土の撤去を要望したところ、早速町建設環境課のほうで速やかにグリーンベルトの再設置等をしてくれました。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） 本当に速やかにしていただいたということで、今後も危険箇所への要望があれば速やかに対応して下さるように、ぜひ町のほうも協力をしていただければと思います。

交通安全プログラムという言葉がありましたけれども、その内容というのを教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ご質問ありがとうございます。

先ほども教育長から少し触れていましたが、交通安全プログラムとは何かといいますと、平成24年全国で登下校中の痛ましい事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきた経緯がございます。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、長柄町通学路交通安全プログラムというものを策定した経緯がございます。ちなみに、このプログラムは平成26年2月に施行しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） 関係機関と連携しながらこのプログラムを実行しているということですが、この合同点検をしているメンバーというのはどのような方がいたんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

メンバーは、長柄町通学路安全推進会議のメンバーにつきましては、茂原警察署、長生土

木事務所、小中学校の安全担当の先生、小中学校のPTA、町の総務課、建設環境課、そして教育委員会で構成されております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。引き続き、子供たちの安全については、よろしくをお願いをしたいと思います。

次に、本年度から美化作業員を配置するというお話が出ました。午前中にもそれについても触れる場面がございましたけれども、この発想というのは大変いい発想だなとは思いました。

ただ、現在募集しても応募者がいないということで、これに関してはハローワークにも出ているというようですけれども、できれば広報とか町の回覧板を利用して、長柄町の町民を雇用する、採用する方向で採用してほしいと思いますけれども、また賃金とか仕事の内容等分かるように周知して、早く決まるようお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 答えいたします。

ご意見ありがとうございます。

この後持って帰りまして、課の中でどのような形が一番早くできるのかということも含めて検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） 他の市町村で、これを行って成功している例とかってというのは御存じでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） 答えいたします。

今回の美化作業員の配置につきましては、長南町を参考にいたしました。

長南町の内容ですけれども、作業員は現在6名いらっしゃるそうでした。勤務時間は8時半から午後5時まで、月水金が6人体制、火曜日、木曜日が3人の輪番制で週4日勤務となっているようです。身分といたしましては、6人全てが会計年度職員ということのようでした。作業内容につきましては、道路等への不法投棄されたごみや動物死骸等の回収、それと

路肩の草刈り、排水路の清掃、通行の支障となる木の枝打ちなど、また公共施設から出るごみを広域処分場へ搬出などということのようです。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） 今の仕事の内容等を聞くと、大変幅広いといえますか、俗に例えば学校でいう用務員さんというのがあれば、長柄町の用務員さんとでもいうんでしょうか、本当に町を美化するためにいろいろな細かい仕事をしてくださるというような内容ですので、できれば、なるべく早くそういう方を募集していただければと思います。

先日も通学路において地面が見えないほど落ち葉が道を塞いであって、雨が降ったら滑って困るというような町民の声に対して、建設環境課にお願いをしたところ、前田課長には素早くきれいにしていただきました経緯がありました。

例えば、その後の環境の管理というか維持という意味でも、そういった方がいらっしゃると常に通学路等もきれいになっているかと思えますので、しつこいようですが、皆さんもおっしゃっていますが、なるべく早く応募者がいることを願うばかりでございます。

次に、町内河川の水質検査についてですが、埋立てが行われました場所に工場等が建っています。そのようなところから基準を超えたような化学物質等の検出がないのかなというふうに常日頃不安に思っていたので質問をしたところなんですが、今のところ基準には良好というところで回答がありましたが、人体には被害がないという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

人体に影響ある物質、危険な物質は一切検出されておられません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） 人体に影響がないといっても、そういった水は最後には海に流れていくわけですので、環境汚染ということにもつながらないように、引き続き水質検査、定期的に行っているということですが、環境保全に努めていただければと思います。

最後に、脱炭素化社会に向けての取組ということで、これは本当に脱炭素化とかSDGsに対しては、まだまだ認識不足だったり、実現には時間を要するために本当に難しい問題ではありますけれども、できれば町職員の方々とまた町民も、また事業者も一体となって取り

組んでいけるような啓発活動や支援をできればと思います。

中小企業に対して脱炭素化社会への補助金等があるよという話が私のところにも来たので、ちょっと今回興味を持って質問をしたところですが、これから啓発活動、支援等していただけるということでよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えいたします。

現在、住宅用の家庭用の補助金のみとなっておりまして、今後、今高橋議員おっしゃったような企業等への補助金につきましても、国・県の情報を得ながら、また周知していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） 以上、よろしくお願いをいたします。

これで質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で、5番、高橋智恵子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日12日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時10分

令和 7 年長柄町議会第 2 回定例会会議録

議 事 日 程（第 2 号）

令和 7 年 6 月 1 2 日（木曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 諸般の報告（議長の報告）

日程第 2 報告第 1 号 令和 6 年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 6 年度長柄町一般会計補正予算（第 7 号））

日程第 6 議案第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 2 号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について

日程第 8 議案第 3 号 九十九里地域水道企業団の解散について

日程第 9 議案第 4 号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について

日程第 10 議案第 5 号 令和 7 年度長柄町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 請願第 2 号 「国における 2026 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

日程第 12 請願第 3 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

追加日程第 1 発議案第 1 号 国における 2026 年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第 2 発議案第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

出席議員（12 名）

1 番 金 坂 光 章 君

2 番 宮 坂 陽一郎 君

3 番 佐久間 繁 英 君

4 番 神 崎 清 美 君

5 番 高 橋 智恵子 君
 7 番 鶴 岡 喜 豊 君
 9 番 本 吉 敏 子 君
 11 番 三 枝 新 一 君

6 番 岡 部 弘 安 君
 8 番 池 沢 俊 雄 君
 10 番 古 坂 勇 人 君
 12 番 柴 田 孝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	月 岡 清 孝 君	副 町 長	若 菜 一 繁 君
総 務 課 長	若 菜 聖 史 君	企画財政課長	小 泉 義 彦 君
税務住民課長	関 英 司 君	健康保険課長	佐 藤 幸 子 君
福祉課長兼 包括支援セン ター長兼福祉 センター長	佐 藤 幹 宏 君	建設環境課長	前 田 友 和 君
産業振興課長	山 田 比呂貴 君	会 計 管 理 者	小 川 久美子 君
こども園長	川 嶋 静 雄 君	教 育 長	酒 井 昌 史 君
学校教育課長 兼 学校給食 センター所長	西 周 信 幸 君	生涯学習課長 兼 公民館長	石 井 和 子 君
選 挙 管 理 委員会書記長	若 菜 聖 史 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	山 田 比呂貴 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関 利 治	議 会 書 記	笠 川 莉 花
議 会 書 記	加 藤 阜 輝		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに令和7年長柄町議会第2回定例会第2日目の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（柴田 孝君） 日程第2、報告第1号 令和6年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 改めまして、おはようございます。議会2日目、よろしくお願いいたします。

報告第1号 令和6年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

す。

地方自治法第213条第1項の規定により、本年3月5日の議会定例会におきまして、繰越明許費の議決をいただいた低所得世帯支援事業ほか9件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、これを報告するものであります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 報告第1号 令和6年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について、補足説明をいたします。

なお、事業名と翌年度繰越額のみ説明とさせていただきます。

それでは、繰越計算書をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、低所得世帯支援事業2,997万5,000円。

3項戸籍基本台帳費、戸籍・住民票に関する事務事業368万6,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、子育て支援金事業64万9,000円。

5款農林水産業費、2項林業費、森林整備事業590万6,000円。

7款土木費、1項土木管理費、地籍調査事業825万円。

2項道路橋梁費、道路排水路維持事業403万7,000円。同じく町道3033号線道路改良事業7,185万6,900円。同じく広域最終処分場関連事業844万2,000円。

4項住宅費、日吉団地（鵜谷住宅）トイレ改修事業2,210万1,000円。同じく刑部団地シロアリ防除事業170万円。

計10事業を繰り越すこととし、主な理由といたしましては、国のガイドラインが示されていないこと、関係者との調整に不測の日数を要したことなどによるものです。

以上、繰越明許費繰越計算書の補足説明とします。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 以上で報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄

町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 承認第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回、令和6年12月27日に、令和7年度税制大綱が政府において閣議決定され、地方税法等の一部を改正する法律などの関係法律が本年3月31日に公布されたことを受けて、長柄町税条例の一部を改正する条例を制定しましたが、法施行日が原則4月1日の施行となる関係上、議会を開催する時間的余裕がないことから、同日付での処理、取扱いとし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

詳細につきましては、税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） 承認第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

このたびの令和7年度税制改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応等を軸としております。

主な改正条文の内容について、各施行日ごとにご説明をいたします。

附属資料の1の新旧対照表1ページ目をご覧ください。よろしいでしょうか。

まず、第18条の関係でございますけれども、公示送達について、掲示場へ掲示して公示する方法以外の別の方法として、インターネットを用いる方法を定義づけたことによる改正、また、18条の3につきましては、前条第18条改正に伴う関連規定を整備したものであります。

以上の関係規定の施行日につきましては、令和5年3月31日に公布されました地方税法の一部を改正する法律、令和5年法律第1号附則第1条第12号に掲げる規定の施行日となっておりまして、現在未確定でございます。公布日から3年3か月以内において施行されるものでございます。

続きまして、同じく新旧対照表の1ページ目から4ページの5行目までとなります。

第34条の2、第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3の関係でございます。

主な改正内容として、先ほど申し上げたとおり、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、令和7年分所得税の諸控除の見直しがされたことに伴いまして、令和8年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、所得税同様、給与所得控除、いわゆる給与収入額から給与所得金額を計算する上での最低保障額でございます。これにつきまして、現行の55万円から65万円に引き上げることとし、大学生年代の子、いわゆる19歳から22歳までの特定親族の扶養でございます。いわゆる特定親族に関する特別控除枠を創設しまして、例えば給与収入の場合、所得税を例にすると、現行103万円までが一般的に今の控除で申し上げると123万円まで対象が拡大いたします。特別控除枠を設けますと、188万円まで拡大しまして、各所得金額の段階の枠に応じた控除額を控除できることとした関係規定の整備でございます。

以上の関係規定の施行日につきましては、令和8年度の個人住民税分から適用されることから、令和8年1月1日からの施行となります。

続きまして、飛びまして新旧対照表の10ページから11ページをご覧ください。

附則第16条の2の2、町たばこ税の関係でございますが、加熱式たばこの課税方式について、国たばこ税の見直しに伴いまして、市町村たばこ税においても課税の適正化の観点から、加熱式たばこに係る課税標準について、当分の間、加熱式たばこの区分に応じ、区分ごとに定める方法により換算した方法により、換算した紙巻たばこの本数とする特例基準を本条例第16条の2の次に附則第16条の2の2として、新たに規定を設けるものでございます。

以上、たばこ税の関係の規定の施行につきましては、令和8年4月1日からとなります。

元に戻りまして、新旧対照表の4ページ下段から6ページをご覧ください。

第82条、第89条及び第90条、軽自動車税の関係でございます。

主な改正内容として、令和7年、本年11月から新たな排ガス規制が適用されることとなりまして、現在の総排気量50cc以下の第一種原動機付自転車は、規制に適合した車両の生産、販売が困難になることから、新基準に適合した第一種原動機付自転車——50cc超125cc以下で最高出力4キロワット以下の車両でございます。年税額は2,000円でございます——を追加することとした軽自動車税の種別割の標準税率に係る車両区分の見直し、その見直しに伴う減免申請書の記載事項及びマイナ保険証の運用開始に伴う障害者利用等の減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備をしたものでございます。

また、その他の主な改正としては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律など、関係法律改正に伴う項ずれなどがございます。

以上の関係規定の施行日につきましては、本年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 承認第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和7年度税制改正大綱に基づき、国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の一部が改正されたことに準じ、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、本条例の規定についても

同様に改めるものであります。

詳細につきましては、税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） 承認第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

先ほど町長からもご説明がありましたが、今回の改正は、令和7年度税制改正大綱に基づき、国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の一部が改正されたことに準じ、本条例の規定についても同様に改めるものでございます。

それでは、附属資料2をご覧ください。

新旧対照表1ページから2ページにかけて、第2条第2項及び第21条第1項中、基礎課税額の賦課限度額を現行の「65万円」から「66万円」に改め、また、第2条第3項及び第21条第1項中、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を現行の「24万円」から「26万円」に改め、引き上げるものでございます。

続きまして、新旧対照表2ページをご覧ください。

第21条第1項第2号中、5割軽減に関する所得要件に関する規定部分でございますけれども、現行の「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、また、同条同項第3号中、2割軽減に関する所得要件に関する規定部分でございますが、現行の「54万5,000円」を「56万円」に改めるものであります。

この改正により、5割、2割それぞれの軽減判定の幅が広がり緩和されることとなります。

以上、補足説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長柄町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 承認第3号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、ご報告申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ1,060万2,000円を追加し、補正後の予算総額を42億9,791万8,000円とするものです。

内容は、千葉県が令和5年度から実施する防災行政無線設備の再整備工事が完了したことに伴い、負担金の予算計上を行ったものです。

これらの経費は、速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、3月25日付で専決処分をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長柄町一般会計補正予算（第7号））を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第6、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、条例規則等に規定する附属機関等に係る報酬額のうち、都市農村交流センター運営委員会会長、都市農村交流センター運営委員会委員及びバイオマス産業都市構想策定協議会委員長、バイオマス産業都市構想策定協議委員会委員を追加するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第7、議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について、日程第8、議案第3号 九十九里地域水道企業団の解散について、日程第9、議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について、議案第3号 九十九里地域水道企業団の解散について、議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和8年4月1日から九十九里地域の水道用水事業及び南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、千葉県企業局が経営することになるため、事務承継等に関する規約の追加及び九十九里水道企業団の解散並びに解散に伴う財産処分について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協

議について、議案第3号 九十九里地域水道企業団の解散について、議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてのご説明をさせていただきます。

これらの議案は、昨年12月5日の議会説明会においてご説明させていただきました、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団との統合に関するものです。

本統合につきましては、人口減少が見込まれる中、将来にわたり県民に水を安定的に供給するためには、水道事業体の経営健全化、技術の確保・継承、施設の整備・更新といった課題の解決を図ることが必要ですが、個々の水道事業体だけではこれらの課題を解決することが困難であることなどから、令和4年4月に九十九里地域・南房総地域にある水道用水供給事業と県営水道を行う千葉県企業局の統合に向けた協議会が千葉県により設置され、協議を行ってまいりました。

その結果、令和6年12月に統合後の事業計画となる統合基本計画が策定され、本年1月には千葉県と関係市町村等において、統合に係る基本協定書の締結が行われたところでございます。

この基本協定書の主な内容を申し上げますと、統合の形態は事業統合で、統合した後の両地域の水道用水供給事業を県企業局が経営することとし、統合の時期を令和8年4月1日とすることのほか、統合基本計画、職員の勤務条件、資産等の整理、水道用水供給事業の財政措置などが定められたところでございます。

このたびの議案につきましては、この水道用水供給事業の統合に当たり、九十九里地域水道企業団を解散し、その事業を千葉県企業局に設置予定である新たな水道用水供給事業に承継するために必要な手続として、九十九里地域水道企業団を構成する13市町村の議会において、3件の議案の審議をお願いするものでございます。

1件目の議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について、ご説明いたします。

本議案は、令和8年4月1日から九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、千葉県企業局が経営することとなるため、解散に伴う事務承継等に関する規定を追加する必要があることから、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

その内容は、九十九里地域水道企業団を解散した場合においては、千葉県企業局がその事務を承継し、決算については、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見をつけて千葉県の

議会の認定に付すものとする規定を追加するというものです。

次に、2件目の議案第3号 九十九里地域水道企業団の解散について、ご説明いたします。

本議案は、令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散するため、地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体と協議をするに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

その内容は、令和8年4月1日から九十九里地域の水道用水供給事業体及び南房総地域の水道用水供給事業体を事業統合し千葉県企業局が経営するため、令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散するものです。

最後に、3件目の議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について、ご説明いたします。

九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分を定めるため、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

その内容は、解散に伴い、九十九里地域水道企業団が保有する財産の全てを千葉県企業局に承継するというものです。

具体的には、九十九里地域水道企業団は、水道用水供給事業者として水道水を作るための浄水場施設・管路、事業運営に必要な資金などの資産を有してありますが、これら資産について、令和8年度以降、統合後の水道用水供給事業を経営する千葉県企業局に承継するというものです。

最後に、今後の予定でございますが、この6月に企業団の解散等につきまして各市町村議会に諮り、水道用水供給事業の新設について9月県議会で諮られる予定となっております。

これらを経た後、令和8年3月末日に両企業団は解散し、同年4月1日から千葉県企業局により、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業が経営されることとなります。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

初めに、議案第2号から議案第4号に対する質疑を行います。

8番、池沢俊雄議員。

○8番（池沢俊雄君） 8番、池沢でございます。

1点だけお聞きしたいんですけれども、この統合がどうのこうのじゃないんですけれども、統合した場合、県の企業局というところが今後それを受け持つということになりますけれど

も、現在の九十九里地域水道企業団とか、職員なんですけれども、その職員の身分はどうなるのか。分かる範囲でいいですから、お聞きしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

身分は県の職員ということになります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより議案ごとに討論と採決を行います。

初めに、議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてに対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 九十九里地域水道企業団の解散についてに対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 九十九里地域水道企業団の解散について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてに対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第10、議案第5号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第5号 令和7年度長柄町一般会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,248万円を追加し、補正後の予算総額を46億9,748万円とするものです。

主な内容は、物価高騰対策を目的とする地方創生臨時交付金を活用し、本年度は町民1人当たり3,500円の地域応援券を発行したく、これに係る経費の予算を計上します。

このほか、防災訓練に必要な資材の購入及び会場の設営委託費、また災害時に職員が着用する防災服一式の購入費や、千葉県と県内市町村とで共同導入する被災者支援システムの整備に伴う負担金などの予算を計上するものです。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 議案第5号 長柄町一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容からご説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

2款1項3目防災対策費、01細目防災対策費586万7,000円の増は、今年度の防災訓練に必要な資材の購入及び防災訓練と同時に行う防災イベントの会場設営委託費、また災害時に職員が着用する防災服一式の購入費や、千葉県と県内市町村とで共同導入する被災者支援システムの整備に伴う経費などを計上するものです。

02細目防災行政無線事業400万円の増は、防災気象情報全体の体系整理と見直しに伴い、Jアラートのシステム更新が必要となり、現在の受信機ではシステム更新ができないことから、新型の受信機に更新するものです。

6目財産管理費、01細目財産管理事業80万円の増は、役場ほか5事業所で発生したごみの収集運搬処理の委託経費を計上するものです。

9目諸費、01細目諸費250万円の増は、4つの自治会が集会施設の改修工事を実施するのに際し、経費の60%を補助するものです。

12目地方創生臨時交付金事業費、03細目地域応援券発行事業2,560万3,000円の増は、昨年度に引き続き町民1人当たり3,500円の地域応援券を発行するための経費を計上するものです。なお、8月上旬に発送し、12月末までの使用期限を予定しております。

7款2項2目道路新設改良費、01細目要望路線改良事業371万円の増は、令和6年度の町道1015号線改良事業において、地権者調査及び用地交渉等に不測の日数を要し、登記書類作成業務及び財産購入が年度内に未完了となり、繰越手続をしていなかったことから、令和6年度予算については不用額とし、改めて今回予算を計上するものです。

歳出の説明は以上です。

続きまして、歳入を説明いたします。

ページ戻りまして、10ページ、11ページをお開きください。

16款2項6目総務費国庫補助金、3節地方創生臨時交付金2,368万5,000円の増は、物価高

騰対策として本年度の地域応援券発行事業に充当するものです。

5 節新しい地方経済・生活環境創生交付金70万9,000円の増は、被災者支援システムの整備に対する県被災者支援システム運用協議会への負担金に充当するものです。

21款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金1,408万6,000円の増は、財源不足に伴う増額補正を行うものです。

23款 1 項 2 目総務債、1 節総務債400万円の増は、Jアラートの受信機更新工事に対する緊急防災・減災事業債を計上するものです。

最後に、地方債補正を行いますので、4 ページ、5 ページをお開きください。

新たに緊急防災・減災事業債を400万円の限度額として追加するものです。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

7 番、鶴岡喜豊議員。

○7 番（鶴岡喜豊君） 13ページの要望路線登記書類作成業務130万円についてお聞きします。

登記書類の作成とは、どんな書類を作成するのか、まず伺います。そして、路線改良事業費及び公有財産の購入の登記だと思いますけれども、この登記につきましては、書類作成だけで登記の申請は公用申請とするのか伺います。

また、議員説明会で一筆5万円と聞きましたけれども、その中で地積測量図が約1万5,000円と聞きましたが、残りの3万5,000円の内訳。

また、この事業に関しまして、何筆全部であるのか。

以上の点を伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） 答えいたします。

まず、どんな書類かというところでございますけれども、登記関係の図面の作成ということとして、地積測量図、分筆図、それと不動産登記規則第93条に係る報告書となってございます。

次に、登記申請につきましては職員が自前で行います。

残りの内訳でございますけれども、この間お答えしたのが地積測量図1万5,000円、分筆

図7,000円、93条の報告書につきましては2万7,000円となっております。

最後に筆数でございますけれども、全部で23筆となっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 私も土地家屋調査士に聞かしまして、今、土地家屋調査士の委員会というか、その会で単価が決まっているようですけれども、分筆図7,000円というのも聞いたんですけれども、分筆図ってどんな図面か知っていますか。総務課長なり、議長は知っているかと思うんですけれども、ただ公図を写して、その中に赤線で、どこの場所が今度分筆されるか、それだけの図面なんです。それに7,000円も払うと。私はとても、それこそ血税、その血税から、それに7,000円もつぐなんて考えられないことなんですけれども。

分かりますよね、分筆図。あの薄っぺらなやつに公図を写して、新しい筆番を書いて、それに7,000円、私、電話していてぼったくりじゃないかと言っちゃいましたけれども、1万5,000円だって、昔は測量士が2万円だとしたら、1,700円ぐらいで地積測量を図作ったんです。そうしたら測量士の代金の1割ですよ。今、測量士が4万円だとしたら1万5,000円、4割近くの金を取っているじゃないですか。昔の割合にすれば5,000円か6,000円なら私は納得しますけれども、地積測量図1万5,000円なんてとても信じられません。

それで、丈量図で面積が出ているわけですよ。CADにも載っかっているんですから、地積測量図なんか1分もあれば書けちゃいますよ。それで1万5,000円ですか。

また、今、私らのときは、相手方とそのときの測量士会の代表の方と話をして、測量図を幾らにする云々と話をしましたけれども、この1万5,000円、7,000円、言葉が悪いですが、値切ったというか、値引き云々の交渉をしたんですか。まともに土地家屋調査士会でこの金額が決まっているからこれだよって、そのまま受け取っているんじゃないんですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） 単価につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 議員のおっしゃるとおりって、値引き交渉、値下げ交渉じゃなくて、一般の普通の入札だって、予定価格というのは設計費よりも何%か落とすでしょう、極端に言えば。じゃ、そっちの土地家屋調査士会で決まっている云々だったならば、それを設計額と思

えば、予定価格2%、3%切るなり、そういう交渉ってしなくちゃいけないんじゃないですか。おまけに設計の場合は、最低制限価格まで設けるんですよ。そこまで下げていいんですよ、最低制限価格まで。単価だって、私はもっともっと下げて最低制限価格まで設けていいと思います。

それと、今23筆と聞きましたけれども、単純に130万円を5万円で割ると26筆なんですよ。3筆どこへいつちゃったんですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） お答えします。

大変申し訳ございませんでした。消費税を入れていない金額で答弁させていただきましたので、消費税の部分かということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） 大変恐れ入ります。ちょっと誤解があるようですので申し上げます。させていただきたいんですけれども、以前は議員が申し上げるような設計額に対して2%、3%、いわゆる分切りというものは行っていたということは承知しておりますけれども、現在はそのようなことは行っておりませんので、それはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） その分切りは今やらないにしても、さっき言った分筆図、若菜課長も分かると思いますけれども、分筆図なんか公図を写して、それに赤線で今度この部分が分筆されますよと新しい地番を入れて、それだけの図面なんですよ。それに7,000円って信じられますか。どうですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えします。

価格につきましては、それぞれの作業規定もございますし、確かに昔は職員が書いていたというのも承知はしておりますけれども、現在は測量屋さんをお願いしてきちんとしたものを提出させていただくというふうにしておりますので、そのあたりもご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 再質問が2回以上超しちゃいますので、これで最後にしたいと思えますけれども、職員がやっていたからいいかげんな図面ということはないと思うんですよ。今、委託してきちんとした図面を出すようになったとか云々と話を聞きましたけれども、その辺今後検討していただきまして、地積測量図は議員説明会のときも言ったかもしれないけれども、前は三斜で切っていたのが座標になったから職員ではできないにしても、CADであつという間に書きちゃうんですよ、こんなもの1分もあれば。それを1万5,000円。また分筆図なんか、私が2,000円か3,000円で請け負いますよ、本当の話。これから考えて仕事をやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

9番、本吉敏子議員。

○9番（本吉敏子君） ページ数が12、13ページなんですが、財産管理費の中で、先ほどごみ処理の運搬費ということでお伺いさせていただいたと思います。この内容を教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

それこそ現在、庁舎、それから公民館、こども園、小中学校、これらが一般の家庭ごみと同じように青い袋を活用して、ごみの搬出をさせていただいております。しかしながら、本来これらは事業所ということで、それぞれが別の形で処理をしなければならないということで、この春に広域のほうからご指摘をいただいたところでございます。

本来であれば、昨日の一般質問にもございましたけれども、美化作業員の採用が間に合えば、これらのことについてそれらをお願いする予定ではあったんですけれども、なかなか採用に至らなかったことから、今後採用に当たるまで、何とか正式な形で搬出できるように搬出業者に委託して、これらを行うものでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 以前に質問させていただきまして、事業ごみということで、これがな

ったということはよかったかなと思いますので。分かりました。

またこれから美化作業員の方がまた増えたら、増えたというか、いらっしゃいましたら、願うような形をぜひ取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

8番、池沢俊雄議員。

○8番（池沢俊雄君） 13ページの地域応援券の発行業務なんですけれども、毎回いろんな話題が出てくるんですけれども、今回も同じように1人3,500円という地域応援券という名目なんですけれども、今年度のここに至るまでの経過と、どのような内部の協議を重ねてきて、また同じようなことになったのか。もし説明できるのであれば、説明をお願いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 答えいたします。

昨年12月に国のほうから内示がございまして、役場内の各部署に各事業メニューについて該当するものがないかというところで協議をいたしました。

まず、お時間いただきますけれども、国が示す重点支援地方交付金としまして、推奨事業メニューとして、生活者支援として、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者世帯を支援すること。それと、もう一つがエネルギー消費、これも同じですね、物価高騰に伴う子育て世帯への支援。これは小学校の給食費を軽減するものというところで支援メニューがございす。ただ、これは現在行っておりますので、この事業は該当しないというところでございす。

あと3番目、これが地域応援券になりますけれども、消費下支えを通じた生活者支援ということで、ポイントとか地域応援券を物価高騰で発行するという事業がございました。また、省エネ家電等の買換え促進ということで、家庭におけるエネルギーの費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン、給湯器等の買換え事業というのが示されております。

また、事業者支援もございまして、医療、介護、保育施設、学校施設等に関する物価高騰支援ということで、主にエネルギー価格の高騰に対する支援、あと農林水産業における物価高騰対策支援策として、配合飼料の使用料の低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、あと農林水産物の生産、調整、加工、貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気高騰に対する支援、あと化学肥料から有機肥料等に転換に向けた地域内資源な

ど活用の支援というのがメニューでございます。

また、中小企業のエネルギー対策もございまして、特別高圧で受電しているところの支援、またあと地方公共交通や物流や観光等にする支援としまして、地域公共交通の事業者に対する支援というのがメニューがございました。

こういったメニューの中で、町といたしましては、全町民、全世帯がより多くの方に効果が行き渡るということで、消費下支えを通じた地域応援券を選択したものでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

今聞くと、いろんなメニューがあるんだということではございますけれども、ちょっと私が気になっているのは、この事業じゃないんでしょうけれども、東京都で水道料金の基本料金の負担を全戸負担をするというようなニュースがありましたけれども、長柄町で例えばこういうようなものをやる場合も、このような事業のメニューとして該当するのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 初めに結論から申しますと、この事業の該当になります。

ただし、検討の材料の一つとさせていただきましたけれども、水道水を引いている世帯が2,680というところで、一定数水道水を引いていないところの世帯もございます。

また、手続として7市町村統一のシステム、広域のほうで行っておりまして、長柄町だけ請求の際に減免するのはちょっと難しいというところの回答を得ております。であれば申請方式という方式もあるんですが、これはちょっと手間がかかるというところの住民の負担が大きいんじゃないかというところの判断からしまして、水道料金は今回見送ったというところでございます。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） よく分かりました。

今の状況ですと、またこれからもこのようなことは恐らく出てくると思いますので、もうちょっと先に、来てからどうのこうのじゃなくて、来たらどうのこうのという考え方もあると思いますので、ひとつその辺も踏まえながら今後この事業執行に当たっていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第 5 号 令和 7 年度長柄町一般会計補正予算（第 1 号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 員。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

◎請願第 2 号、請願第 3 号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第11、請願第 2 号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、日程第12、請願第 3 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、いずれも教育に関する請願でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案につきまして、紹介議員であります鶴岡喜豊議員に趣旨説明を求めます。

7 番、鶴岡議員。

○7 番（鶴岡喜豊君） 7 番、鶴岡喜豊です。

請願第 2 号及び請願第 3 号の説明をいたします。

「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」、本 2 件の採択に関する請願書を令和 7 年 5 月12日に受理しています。

請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、吉田瑞穂様です。

紹介議員は、私、鶴岡喜豊です。

要旨といたしまして、義務教育に関する 2 件の請願を貴議会において採択していただき、

政府宛てに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国民ひとしく義務教育を保障するという観点を含め、国の責務であり、その財政的裏づけとして設けられたものが義務教育費国庫負担制度です。この制度が廃止になったり、国の負担割合がさらに下げられたり削られてしまった場合は、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至であります。

政治、経済、身の回りの環境は目まぐるしく技術革新により日々変化しています。このような変化に対応できるよう、私たちには日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命があります。そのためにも義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を強く要望します。

令和7年6月11日提出。

長柄町議会議長、柴田孝様。

請願第2号、第3号ともに、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出いただきたく、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

この請願第2号及び第3号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号及び第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

続いて、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請

願書について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

したがって、議案第3号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（柴田 孝君） お諮りいたします。

ただいま鶴岡議員から発議案2件が提出されました。

これを日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、発議案2件を日程に追加することに決定しました。

ここで追加日程を配付いたしますので、そのままお待ちください。

◎発議案第1号、発議案第2号の上程、採決

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

追加日程第1、発議案第1号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書について、
追加日程第2、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、い
ずれも教育関係に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とし
ます。

お諮りいたします。

本発議案2件は、採択された請願に伴う意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直
ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

発議案第1号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり

可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 全員。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

本意見書につきましては、関係機関に送付いたしますので、ご了承願います。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本定例会の会議に付託された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年長柄町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 1 1 時 1 1 分

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員